

「大阪府高齢者計画2024」の 取組み状況(一対一対応版)

「大阪府高齢者計画2024」の取組状況(一対一対応版)

第3章 施策の推進方策

第1節 自立支援、介護予防・重度化防止

1. 市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
1	38	○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援【介護支援課】 ・生活支援コーディネーターの養成研修を実施します。 ・生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワークの強化に向けた研修会等を開催します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	R5年度参加率: 8.0%	○令和5年度参加率: 8.0% 【専門職広域支援調整体制の整備】 通いの場への専門職派遣(24市町村、実人数157人、延べ人数1073人)	・引き続き、市町村における通いの場の啓発や専門職の派遣体制を支援する。
2	38		・生活支援コーディネーター等研修会の開催:3回/年	3回	【初任者研修】1回、受講者数 74名 【全体研修】1回、受講者数 89名 【地域づくり研修】1回、受講者数58名	
3	38		・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年	2回	○2回、受講者数計72名	・行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。
4	38		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	1回	○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】令和7年3月1日	・大阪ええまちプロジェクトにおいて、インフォーマルサービスを含む、支援ニーズに対応した社会資源の創出等について先進的取組事例等の情報提供を行う。
5	38	○生活支援体制整備推進支援事業による市町村支援【介護支援課】 ・研修会の開催や個別支援の実施により府内における住民が実施する地域活動の立ち上げを支援します。	・住民が行う地域活動の創出 5組/年	5組	○5組の地域活動の立上げを支援。	・地域活動やインフォーマルサービスの立上げ等、社会資源の創出等に向けて取り組む。
6	38	・研修会の開催や専門家等の派遣により市町村が行う社会参加の拡充等の取組を伴走支援します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・支援市町村数 4市町村/年	4市町	○4市町に対して支援を実施。	・市町村の実施する生活支援体制整備事業の推進のため専門職の派遣等により支援する。
7	38	○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援、介護予防サービス等の充実【介護支援課】 社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体等、多様な主体による多様なサービス、支え合いの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体を、プロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を社会貢献のため提供するボランティア)や、府内で活躍する先進NPO法人等が支援する「大阪ええまちプロジェクト」を実施します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	【支援団体数】 ・プロジェクト型支援:15件/年	13件	○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】:13件	
8	38		【支援団体数】 ・個別相談型支援:30件/年	27件	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【随時個別相談支援】:27件	・高齢者の社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
9	38	○大阪府アドバイザー等の重点支援市等への派遣【介護支援課】 介護予防活動強化推進事業に取り組む保険者に地域ケア会議や短期集中予防サービスの立ち上げ・運営等を支援するアドバイザーを派遣します。また、生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール修了者を市町村事業に派遣し、総合事業の展開を支援します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・大阪府アドバイザーの市町村への派遣:50回/年	110回	【重点支援市町への派遣】 4市町(富田林市・羽曳野市・四條畷市・太子町)に対して計93回派遣を行った。 【その他市町村の求めに応じた派遣】 13市町村に対して計17回派遣を行った。	・市町村のニーズに対応できるよう、アドバイザーとなりうる人材の育成について、職能団体と検討していく。
10	38		・生活課題アセスメント訪問指導者の市町村への派遣:100回/年	17回	【生活課題アセスメント訪問指導者の派遣】 重点支援4市町(富田林市・羽曳野市・四條畷市・太子町)に対して計17回派遣を行った。	・希望市町についてもアセスメント訪問指導者の活用状況の把握を行うとともに、引き続き市町村の求めに応じて安定的に専門職を派遣できる体制づくりを継続する。
11	38	○職能団体との連携【介護支援課】 各職能団体との連携により市町村が開催する自立支援に資する地域ケア会議の助言者(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士)や住民運営の通いの場(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を含む)における専門職の派遣による支援等を行います。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・介護予防の推進に資する専門職広域支援調整連絡会の開催:3回/年	3回	【専門職広域支援調整連絡会】 専門職5団体、4市町村が出席する会議を3回開催し、大阪府内市町村を支援する専門職の支援体制・連携等の推進・強化と、市町村で実施する介護予防の取組を支援する専門職指導者等の養成についての意見交換及び情報共有を行った。	・市町村のニーズを把握し、職能団体と連携して専門職に対する研修や市町村への専門職派遣体制を整備する。
12	39	○市町村が行う介護予防活動への支援【介護支援課】 自立支援に資する地域ケア会議の府内市町村への普及展開とともに、本人の希望を中心とした自立支援型の介護予防ケアマネジメント、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者の生活機能改善等を目的とする「短期集中予防サービス」等の取組みを推進する市町村において、研修会を実施します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・市町村職員等に対する研修会の開催:15回/年	23回	【重点支援市町村職員等】 4市町(富田林市・羽曳野市・四條畷市・太子町) 計19回、720名参加 【全市町村職員等】 府内全市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に研修会を開催した。 ・窓口対応強化研修 88名参加 ・介護予防ケアマネジメント研修 91名参加 ・通所C利用促進研修会 44名参加 ・全体研修会 112名参加	・高齢者の状態を改善できるサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ない、生活課題の解決に繋がるサービスになっていない等の課題もあることから、窓口相談対応、地域ケア会議、訪問アセスメント事業の充実等による介護予防ケアマネジメントの推進に向け、各市町村の状況に応じた支援を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
13	39	○介護予防に関わる人材育成【介護支援課】 ・介護予防の推進に資する指導者等の養成 各職能団体と連携し、市町村における自立支援に資する地域ケア会議の運営(助言者として参画)や総合事業短期集中予防サービス、住民運営の通いの場の立ち上げ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、介護予防の取組みを支援する専門職を養成します。	【養成人数】 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士:計200名	計140名	○大阪府内の専門職団体会員等に対してリハビリテーション等に関する専門的知見を踏まえた助言を行う指導者を養成するための研修 【リハビリ専門職研修会】 2回、計100名参加 【多職種合同研修会】 1回、PT・OT・ST 計40名参加	
14	39	・生活課題アセスメント訪問指導者の養成 リハビリ専門職が介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向け、地域包括支援センター職員・ケアマネジャーと同行訪問し、生活行為(IADL等)の評価や適切なサービスの提案を行います。	【養成人数】 ・管理栄養士・栄養士、歯科衛生士:計200名	計148名	【管理栄養士・栄養士、歯科衛生士対象研修会】 ・介護予防に資する指導者養成研修(栄養編)83名参加 ・介護予防に資する指導者養成研修(口腔編)38名参加 【多職種合同研修会】 1回・栄養士・歯科衛生士 計27名参加	
15	39	・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施 府内における介護予防の取組みを推進するため、府内全市町村、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、事業所職員等を対象に研修会を開催します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	【養成人数】 ・生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール(入門コース:30名、実践コース:30名)	入門コース32名、実践コース32名	【生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール】 ・入門コース6回 32名受講 ・実践コース4回 32名受講	
16	39	(再掲) ・介護予防ケアマネジメント推進研修会の開催:3回/年	4回	(再掲) 【介護予防ケアマネジメント推進研修会】 対象:府内全市町村職員、地域包括支援センター職員等 ・窓口対応強化研修 88名参加 ・介護予防ケアマネジメント研修 91名参加 ・通所C利用促進研修会 44名参加 ・全体研修会 112名参加	(再掲) ・高齢者の状態を改善できるサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ない、生活課題の解決に繋がるサービスになっていない等の課題もあることから、窓口相談対応、地域ケア会議、訪問アセスメント事業の充実等による介護予防ケアマネジメントの推進に向け、各市町村の状況に応じた支援を行う。	

2. 健康づくりの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
17	39	○ヘルスリテラシー・健康づくりの気運醸成【健康づくり課】 健活おおさか推進府民会議の活動や、府民の健康課題に対応した健康セミナー等を通じて、ヘルスリテラシーの向上や健康づくりの気運醸成を図ります。	—	—	○万博に向けた健康づくりの気運醸成として「健活10ソング・ダンス」を制作し、プロモーションを展開。 ○「健活10」を広くPRする特大ポスター(ビッグシート)の掲出や各種SNSで健康情報の発信を実施。 ○公民連携によるオール大阪体制で、府民の主体的な健康づくり活動の推進に向け設置する「健活おおさか推進府民会議」において、総会やワークショップを開催。 ○日々の健康づくりの実践に役立つ情報を配信するオンラインセミナー「健活おおさかセミナー」を開催(テーマ:食生活、運動、ストレス) ○積極的に健康づくり活動を行っている企業・団体を表彰(「健康づくりアワード」応募41団体、受賞12団体)	・「健活おおさか推進府民会議」において、団体間の交流や事例共有を図る取組みの実施。 ・引き続き、健活10の普及啓発と健康気運の醸成に向け、取組みを進めていく。
18	39	○「食育」など食生活の改善に向けた普及啓発【健康づくり課】 民間企業等と連携し、朝食や野菜摂取、高齢者の低栄養等、栄養バランスに係るPR資料等の作成を通じて、広く府民に対し普及啓発を図ります。	—	—	○民間企業と連携し、V.O.S.メニューの普及啓発を目的としたメニューBOOKやポスターを作成。府内のスーパー等にて配布。	・連携協定企業等と連携した啓発事業の展開。 ・府ホームページのほか、保健所、関係団体からの情報発信。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
19	39	○睡眠・休養の充実【健康づくり課】 朝晩のメリハリをつけた生活リズムや適度な運動習慣を身に付けるなど、睡眠のとり方等について、医療保険者との連携により普及啓発に取り組みます。	—	—	○『健活10(ケンカツ テン)』の10の取組みの一つに睡眠を位置づけ、普及啓発を実施。 ○健康経営セミナーにおいて、「睡眠」をテーマに講演を実施。	・睡眠・休養の充実に向けた普及啓発の推進。
20	39	○歯と口の健康に係る普及啓発【健康づくり課】 高齢になっても健康的な食生活を維持できるよう、咀嚼など口の機能を良好に保つ重要性を広く府民へ啓発します。	・咀嚼良好者の割合(60歳以上):80%以上(令和17年度) ・20本以上の歯を有する人の割合(80歳):85%以上(令和17年度)	71.7% (令和4年度) 55.4% (令和4年度)	○府ホームページ、啓発冊子等を通じて歯と口の健康にかかる普及啓発を実施。 ○口の機能の維持・向上を図るため、作成した動画教材とリーフレットを活用し、デイサービス職員向け研修を実施。	・健康アプリ「アスマイル」、府の広報媒体、公民連携の枠組み等を活用し、幅広い世代の府民に啓発を実施。 ・引き続き、介護者に対する啓発・人材育成に取組む。
22	39	○ねんりんピックへの選手派遣事業【介護支援課】 ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進します。	・ねんりんピックへの派遣:1回/年	1回	○全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を委託により実施した。(委託先:(一財)大阪府地域福祉推進財団)	・引き続き、全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を実施し、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進する。
23	39	○地域におけるこころの健康づくり【地域福祉課】 高齢者単独世帯が増加傾向にある中で、高齢者のこころの健康の変化に「気づき」、寄り添って「見守る」地域づくりに向けて、高齢者サロンでの交流イベントや、誰でも気軽に楽しく交流できる居場所といった高齢者と地域住民のコミュニケーションを図る取組みを支援していきます。	—	—	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を通じて、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を実施した。	・引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議等を通じて、好事例の情報提供等を実施する。
24	39	○健康づくりに関する事業の支援【国民健康保険課】 後期高齢者医療広域連合や市町村等が実施する75歳以上の後期高齢者の健康診査などの健康づくりに関する事業について、適切な助言や支援等を行います。 あわせて、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護予防の取組みと一体的に推進する広域連合に対し、取組みの実施が着実に進むよう、府内の健康課題を俯瞰的に把握し、事業の評価や横展開等、当該事業の受託者となる市町村も含め、適切な助言や支援等を行います。	・後期高齢者医療広域連合関係市町村連絡会議(部会を含む)への参加:4回/年程度	全4回参加	○後期高齢者医療広域連合が開催する「一体的実施に係る関係機関連絡会議」に府内関係3課で出席し、取り組み状況を把握するとともに、事業の円滑な推進に向けて意見交換を行った。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画・調整担当者連絡会 第1回 令和6年5月10日 第2回 令和6年10月25日 第3回 令和7年1月28日 ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る関係機関連絡会議(令和7年2月27日) ○後期高齢者医療広域連合と市町村における「一体的実施」の取組が効果的に進むよう、前年度に構築した事業評価指標を各市町村において実装・横展開。検討・報告会において、現場目線で、効果的・効率的に評価を実装する具体的な方策を市町村間で共有し、実際に実装した市町村からプロセスや効果について報告があり、一層の事業評価推進に繋がった。	・引き続き、後期高齢者医療広域連合の保健事業の充実に向けて、必要な支援や助言を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
25	40	<p>○地域等における健康づくり【介護支援課、地域福祉課、居住企画課、薬務課】</p> <p>自治会や公的賃貸住宅の集会所など地域コミュニティ拠点を活用し、高齢者を対象とした健康教室や健康相談等を定期開催するなど、高齢者の健康を守り、孤立させない環境づくりを進めます。また、薬剤師会の協力の下、身近に相談ができる場として、健康サポート薬局を府民に周知し、その利用を促進します。</p> <p>さらに、高齢者が安心して、いきいきと活動できる場として、地域のボランティアや自治会活動等に参加しやすい環境づくりの取組みを支援します。</p> <p>また、地域支援事業を活用し、効果的な介護予防に資する健康づくりの取組みが進むよう支援していきます。</p>	—	<p>【大阪府住宅供給公社】</p> <p>○空室を活用し、「茶山台ほけんしつ」を運営。</p> <p>・月曜日(隔週):出張オーケンカフェ 茶山台団地近くの特別養護老人ホーム社会福祉法人よしみ会グランドオーク百寿がカフェ出店。介護相談等を実施。</p> <p>・火曜日(隔週):まちかど保健室 社会医療法人生長会、帝塚山学院大学と連携し、医師・看護師による医療相談会・健康体操や糖尿病の方向け試食会・栄養講話等を実施。</p> <p>・水・木・金:みんなの保健室 NPO法人団地ライラボat茶山台と連携し、団地住民や地域の方に健康、医療、介護、子育て相談対応などを実施。</p> <p>・6月1日(土)16棟マルシェ出展、10月19日(土)ちややあるき(ウォーキングイベント)開催。</p> <p>○公益社団法人大阪府看護協会が健康相談、健康測定などを行う「まちの保健室」を団地集会所等で実施。</p> <p>・豊中団地(服部介護予防センター):毎月第2火曜日開催</p> <p>○「薬と健康の週間」の機会を活用し、健康サポート薬局にかかるリーフレット等を配布した。また、大阪府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」においても、健康サポート薬局の利用促進のためのコラムの掲載及びアンケート調査を実施した。</p> <p>○市町村地域福祉担当課長会議において、小地域ネットワーク活動や居場所づくりへの活用など、効果的な地域福祉・高齢者福祉交付金の活用を促した。</p>	<p>・引き続き関係団体と連携しながら「茶山台ほけんしつ」「まちかど保健室」「まちの保健室」の取組みを進める。</p> <p>・引き続き府民の健康サポート薬局の利用促進に向けた啓発活動を実施する。</p> <p>・引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金を活用した居場所づくりの取組みを支援する。</p>	
26	40	<p>○府老人クラブ連合会や市町村老人クラブが行う健康づくり事業への支援【介護支援課】</p> <p>大阪府老人クラブ連合会が実施する健康づくり・介護支援事業(健康づくり大学校の運営、ニュースポーツの普及等)、府内市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業の事業費等の補助を行います。</p>	—	—	<p>○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行った。</p>	<p>・地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を市町村や大阪府老人クラブ連合会と連携して検討していく。</p>
27	40	<p>○ICTを活用した健康づくり【国民健康保険課】</p> <p>府民の自主的な健康増進と特定健診や健康診査等の受診意欲を高めるインセンティブの提供や、個人の日々の健康状態や健康活動の記録ができる大阪府の健康アプリの利用を促進します。</p>	—	—	<p>○個人インセンティブを活用した府民の継続的かつ自発的な健康づくりの促進及び特定健診や歩数等のデータ蓄積・分析体制の整備のため、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開。</p>	<p>・参加者数増加に向けた更なる取組みの推進。</p>
28	40	<p>○いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」に向けた取組み【連携課】</p> <p>健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき活動的に生活できることをめざし、大阪府「10歳若返り」プロジェクトを実施しています。</p> <p>SNSや市町村や企業との連携イベント等を通じ、趣味、ボランティアなど、いきいきと暮らすためのヒントを発信するとともに、AIやVR等の先端技術を活用した府民向け体験事業や企業による実証事業等により、健康づくりや活動的な生活に向けた府民の行動変容を促します。</p>	—	—	<p>○SNSやイベントへのブース出展等により、「10歳若返り」に資する情報発信を実施。</p> <p>○府民向け体験イベント(先端技術で自分の体を覗いてみよう!)のほか、高齢者施設において「10歳若返り」につながるプログラムとして「VR吹き矢」の体験を実施。</p>	<p>・引き続き、SNS等での情報発信や体験イベント等の実施により、健康づくりや活動的な生活に向けた府民の行動変容を促す。</p>

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
29	40	○次世代スマートヘルススタートアップ創出プロジェクト【特区推進課】 大阪府が設置を働きかけ設立に至った「デジタルヘルスファンド大阪」を核としたラウンドテーブルの設置運営などにより、治療・予防アプリなどの次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援を進め、高齢者の豊かな生活環境づくりにつなげます。	—	—	○次世代スマートヘルス分野のスタートアップの発掘や治療・予防アプリ等を有するスタートアップ企業と健康経営優良法人等とのマッチング等の社会実装支援を実施。	・大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実践する「大阪スマートヘルスシティ」の実現をめざし、次世代スマートヘルス分野のスタートアップ企業が開発した治療・予防アプリ等の社会実装機会の拡大支援や、必要な規制改革提案等に取り組む。

第2節 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
30	48	(再掲) ○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援、介護予防サービス等の充実【介護支援課】 社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体等、多様な主体による多様なサービス、支え合いの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体を、プロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を社会貢献のため提供するボランティア)、府内で活躍する先進NPO法人等が支援する「大阪ええまちプロジェクト」を実施します。	【支援団体数】 ・プロジェクト型支援:15件/年		第3章項目7と同じ	第3章項目7と同じ
31	48		【支援団体数】 ・個別相談型支援:30件/年		第3章項目8と同じ	第3章項目8と同じ
32	49		・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める		第3章項目1と同じ	第3章項目1と同じ
33	49	(再掲) ○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援【介護支援課】 ・生活支援コーディネーターの養成研修を実施します。	・生活支援コーディネーター等研修会の開催:3回/年		第3章項目2と同じ	第3章項目2と同じ
34	49	・生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワークの強化に向けた研修会等を開催します。	・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年		第3章項目3と同じ	第3章項目3と同じ
35	49		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年		第3章項目4と同じ	第3章項目4と同じ

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
36	49	(再掲) ○生活支援体制整備推進支援事業による市町村支援【介護支援課】 ・研修会の開催や個別支援の実施により府内における住民が実施する地域活動の立ち上げを支援します。	・住民が行う地域活動の創出 5組/年		第3章項目5と同じ	第3章項目5と同じ
37	49	・研修会の開催や専門家等の派遣により市町村が行う社会参加の拡充等の取組を伴走支援します。	・支援市町村数 4市町村/年		第3章項目6と同じ	第3章項目6と同じ
38	49	○市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会への支援【介護支援課】 老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行います。	—	—	第3章項目26と同じ	第3章項目26と同じ
39	49	○優良老人クラブの表彰【介護支援課】 老人クラブ連合会において、他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を行います。	・表彰の実施:1回/年	1回	○他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を行った。(17クラブ)	・引き続き、他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を実施する。
40	49	○シルバーアドバイザーの認定【介護支援課】 社会参加推進のため、シルバーアドバイザー養成講座受講後、地域活動を実践している方を申請に基づき認定します。	・認定の実施:1回/年	1回	○シルバーアドバイザー養成講座受講後、地域活動を実践している方を申請に基づき認定した。(84名)	・引き続き、高齢者の地域活動への参加を推進するためシルバーアドバイザーの認定を実施する。
41	49	(再掲) ○ねんりんピックへの選手派遣事業【介護支援課】 ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進します。	・ねんりんピックへの派遣:1回/年		第3章項目22と同じ	第3章項目22と同じ
42	49	○スマートシニアライフ事業の推進【地域戦略推進課】 高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供します。	—	—	○令和3~5年度に引き続き、スマートシニアライフ事業を実施。令和6年度は防災情報を追加する等「おおさか楽なび」の提供サービスを充実するとともに、利用者拡大のため、商業施設での周知広報や府内携帯電話ショップにおいてスマホ・セミナー及びスマホ教室での使い方説明会を実施し、LINE公式アカウント「おおさか楽なび」の友だち数は約137,000人(令和7年3月時点)となつた。	・万博レガシーとして民間実装できるよう、令和7年度中の事業承継に向けた協議・調整を引き続き行いつつ、承継に係る周知PR及びAIコミュニケーションサービスの運用を行う。

2. 雇用・就業対策の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
43	49	○高年齢者雇用の啓発【就業促進課】 市町村・商工会議所等との連携により、中高年齢者の雇用促進を図るためのセミナー等を実施し、高年齢者雇用の啓発を行います。	—	—	○市町村・ハローワーク・商工会議所等との連携により、中高年齢者の雇用促進を図るためのセミナー等を実施し、高年齢者雇用の啓発を行った。 ・高年齢者雇用セミナー実施 大阪商工会議所、八尾商工会議所	・引き続き商工会等と連携した事業展開により、開催地域の拡大及び内容等の充実を図り、地域労働ネットワークと連携した高年齢者雇用促進に関するセミナーや相談会等を実施していく。
44	49	○潜在求職者活躍支援プロジェクト事業【就業促進課】 OSAKAしごとフィールドにおいて、55歳以上の高年齢者の潜在求職者の掘り起こしからスキルアップ、マッチングまでの一貫した就業支援を行います。	・就業意欲を喚起するセミナーの実施:2回/年程度	3回	○就業意欲を喚起するセミナーの実施:3回	・令和7年度以降はデジタルを活用した潜在求職者活躍支援プロジェクト事業において、60歳以上の高齢者を対象に引き続き就業意欲を喚起するセミナーを実施していく。
45	49		・短期間(3日程度)研修プログラムの実施:9回(3コース×3回)/年程度	9回	○短期間(3日程度)研修プログラムの実施:9回	・令和7年度以降はデジタルを活用した潜在求職者活躍支援プロジェクト事業において、60歳以上の高齢者を対象に引き続き就職に役立つ研修プログラムを実施していく。
46	49		・合同企業説明会・仕事説明会の開催:12回/年程度	12回	○合同企業説明会・仕事説明会の開催:12回	・令和7年度以降はデジタルを活用した潜在求職者活躍支援プロジェクト事業において、60歳以上の高齢者を対象に引き続き高年齢者と企業のマッチングの場として、合同企業説明会を実施していく。
47	49		・相談会の実施:3回/年程度	3回	○相談会の開催:3回	・令和7年度以降はデジタルを活用した潜在求職者活躍支援プロジェクト事業において、60歳以上の高齢者を対象に相談会を実施していく。
48	49		・(企業向け)高年齢者雇用の理解を促進するセミナーの実施:4回/年程度	4回	○(企業向け)高年齢者雇用の理解を促進するセミナーの実施:4回	・令和7年度以降はデジタルを活用した潜在求職者活躍支援プロジェクト事業において、引き続き企業の高齢者雇用を促進するためのセミナーを実施していく。
49	50	○公共職業訓練の実施【人材育成課】 府立高等職業技術専門校(技専校)や民間教育訓練機関で行う公共職業訓練において、高年齢者の優先枠の設定や中高年齢者を対象とした訓練を実施します。	・技専校の年間定員における高年齢(50歳以上)の方の優先枠60人(ただし、ひとり親家庭の親の方の優先枠を含む人数)	120人	○夕陽丘技専校のビル設備管理科及びビルクリーニング管理科に各60人の優先枠を設定した。	・令和7年度においては、左記の訓練科目について、引き続き55歳以上の方の優先枠を設けるとともに、他校の一部の科目について特定世代(35~55歳未満)の優先枠を新たに設けた。
50	50	・民間委託訓練における中高年齢者(40歳以上)対象の訓練の年間定員340人	400人	○離職者向けに合同説明会を年間で10回開催し、受講者増加に取り組んだ。 委託訓練受講者(中高年齢者向け科目)356人	・中高年齢者をはじめとした求職者により多く受講もらうために合同説明会等を通じて積極的なPRを行い就労を促す。	
51	50	○大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援【就業促進課】 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援を通じた高齢者の就業機会の拡大と就業率の向上に取り組みます。	—	—	○(公社)大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援を通じた高齢者の就業機会の拡大と就業率の向上に取り組んだ。 【年度別会員数】 44,253人 【就業率】 84.4%	・引き続き公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会との連携により、高年齢者の能力を活かした就業や社会参加等の機会の拡大に努める。

第3節 医療・介護連携の推進

1. 医療と介護の連携強化

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
52	55	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村在宅医療・介護連携推進事業のための技術的支援等【介護支援課、保健医療企画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者に対する研修会の開催、他市町村の取組事例(かかりつけ機能を有する医師、歯科医師、薬剤師と福祉職が連携した個別事例の検討など)の紹介や意見交換の場の設置、地域包括ケア「見える化」システムの周知、必要なデータの提供や分析・活用支援等により、市町村の取組みを支援します。 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、住民を対象とした市町村の取組を支援します。 	<p>・介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数:320か所(令和8年度)</p>	<p>264か所 (令和4年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携推進事業市町村研修 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の在宅医療・介護連携推進事業に関わる方を対象とした研修とデータの提供等により、市町村に対する技術的支援を行った。 研修会の実施状況:第1回 令和6年7月11日(参加者:82名) 第2回 令和6年9月5日(参加者:73名) ・市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業(地域住民への普及啓発)を広域的に支援するため、人生会議(ACP)の啓発ちらしを配布するとともに、活用について周知した。また、啓発冊子を制作し、人生会議(ACP)の手順について周知することで、人生会議の実践を促した。 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、住民向けのセミナー等を開催する市町村の取組を支援した。 【補助市町村数】8市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を整備するため、市町村がPDCAサイクルに沿った取組みを継続的に行うことによって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、研修会の開催や各種データの提供等により技術的支援を継続して行う。 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、引き続き、住民を対象とした市町村の取組を支援する。
53	56	<ul style="list-style-type: none"> ○医療介護専門職における医療・介護連携の取組み促進【介護支援課】 <ul style="list-style-type: none"> 府が作成した「入退院支援の手引き」等の活用を進めるために、手引きを活用して医療介護連携に取り組む実践事例等を収集して周知することなどにより、医療介護連携の普及に取り組みます。 		—	<ul style="list-style-type: none"> ○「入退院支援の手引き」について大阪府HPで掲載するとともに、活用については関係者と調整を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「入退院支援の手引き」の普及、活用促進に取り組む。

2. 在宅医療の充実 ※「第8次大阪府医療計画」の中間見直しにおいて、目標の見直しが予定されている。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
54	56	○在宅医療サービス基盤の整備【保健医療企画課・健康づくり課・業務課】 ・在宅医療の圏域毎に設定する連携の拠点及び積極的医療機関の取組を推進します。 ・訪問診療及び往診の拡充に向けた取組みを推進します。 ・訪問歯科診療の拡充に向けた取組みを推進します。 ・薬局の在宅医療への参画を推進します。 ・訪問看護の拡充に向けて取り組みます。 ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充に向けて取り組みます。	・訪問診療を実施している病院・診療所数:2,450か所(令和8年度)	2,162か所(令和5年)	<p>○地域の関係者による会議の開催、地域の資源の把握・関係機関等との調整、在宅医療にかかる研修や普及促進、連携体制の構築等を行う連携の拠点の取組を支援した。 【補助拠点数等】 サービス基盤整備:申請数21件、対象44機関 同行訪問研修:申請数2件、対象44機関 人生会議ACP普及啓発:3機関 普及促進:3機関</p> <p>○24時間対応体制の在宅医療の提供、他の医療機関や多職種間連携の支援、非常用電源の整備を行う積極的医療機関の取組を支援した。 【補助機関数等】 サービス基盤整備:107機関 機能強化支援:2機関 同行訪問研修:23機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた在宅医療提供体制構築に向け、引き続き、連携の拠点及び積極的医療機関による取組を支援する。また、連携の拠点及び積極的医療機関の取組にかかる理解促進・周知のための研修を大阪府医師会へ委託するメニューを追加。
55			・在宅訪問歯科サービスを実施している歯科診療所数:2,090か所(令和8年度)	1,848箇所(令和5年)	<p>○訪問診療を行う医師の確保に向け、医師・医学生を対象とした病院・診療所における同行訪問研修等の取組を支援した。 【補助機関数等】 同行訪問研修:対象80機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、24時間対応体制の在宅医療の提供、他の医療機関や多職種間連携の支援を行う積極的医療機関の取組を支援する。
56	56	○在宅医療サービス基盤の整備【保健医療企画課・健康づくり課・業務課】 ・在宅医療の圏域毎に設定する連携の拠点及び積極的医療機関の取組を推進します。 ・訪問診療及び往診の拡充に向けた取組みを推進します。 ・訪問歯科診療の拡充に向けた取組みを推進します。 ・薬局の在宅医療への参画を推進します。 ・訪問看護の拡充に向けて取り組みます。 ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充に向けて取り組みます。	・在宅患者調剤加算の届出薬局数:2,500か所(令和8年度) ※令和6年度から当該加算は廃止され、「在宅薬学総合体制加算」が新設される。目標については、新設された加算の届出実績により評価する予定。	令和7年4月1日時点 保険薬局 4,645か所(参考)、在宅薬学総合体制加算 2,673か所	<p>○急変時等における連携強化に向け、往診を実施する医療機関や連携の拠点及び積極的医療機関の取組を支援した。 【補助機関数等】 機能強化支援:13機関 サービス基盤整備 ・連携の拠点:申請数21件、対象44機関 ・積極的医療機関:107機関</p> <p>○多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修や新任看護師の育成を行う訪問看護ステーションの取組を支援した。 【研修開催回数、補助事業所数】 71回、14機関</p> <p>○休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事業所の機能強化・規模拡大のための事務職員雇用等を支援した。 【補助事業所数】 20機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急変時等における連携強化に向け、引き続き、往診を実施する医療機関、連携の拠点及び積極的医療機関の取組を支援する。また、機能強化支援については、令和7年度より補助対象者の要件を見直すとともに、災害時対応を意識した内容を追加。
57			・在宅療養支援病院又は在宅療養後方支援病院整備数が人口当たり全国平均以上である圏域数:7圏域(令和8年度)	7圏域(令和6年)	<p>○急変時や看取り等の体制確保に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援した。 【補助機関数】 13機関</p> <p>○在宅医療を行う医療機関に対して医療情報を提供するために、二次医療圏単位で情報連携システムを導入する病院の取組を支援した。 【補助機関数】 1機関(堺市地域医療情報ネットワークシステム)</p> <p>○高次歯科医療機関及び在宅NST(栄養サポートチーム)等と連携し、医療圏完結型の経口摂取支援体制を支える歯科医療人材の育成を支援した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急変時や看取り等の体制確保に向け、引き続き、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援する。 ・国において、「全国医療情報プラットフォーム」と「地域医療情報連携ネットワーク」の役割について整理を進めるとされているため、国の動向を見ながら、国の方針に沿った支援を検討する。 ・引き続き、在宅療養者の経口摂取支援にかかる歯科医療人材の育成に取り組む。 ・引き続き、在宅医療にかかる薬剤師の人材育成に取り組んでいく。
58	56	・往診を実施している病院・診療所数:3,750か所(令和8年度)	3,433か所(令和4年)	<p>【薬局薬剤師訪問薬剤管理研修事業】 ○在宅医療に取り組む薬局薬剤師及び地域の多職種の医療介護関係者との相互連携促進研修等を実施した。 ①共同研修会(令和6年6月～令和7年3月:1,806名) ②退院時服薬指導等への同行研修(令和6年4月～令和7年3月:69名) ③患者宅への同行研修(令和6年4月～令和7年3月:153名) ④無菌調剤研修(令和6年6月:136名)</p>		

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
59	56	○在宅医療に関する人材の育成【保健医療企画課・健康づくり課・薬務課】 ・在宅医療に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等の育成に取り組みます。 ・病院・有床診療所における退院支援調整機能の強化を図るための人材を育成します。	・在宅看取りを実施している病院・診療所数:570か所(令和8年度)	534か所(令和5年)	○適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等技術の向上に加え、人生会議(ACP)を取り入れた看取りへの支援をテーマとした研修の開催を支援した。 【研修開催回数、参加者数】3回、386名 ○緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援した。 【研修開催回数】39回	・引き続き、医療関係者が看取りに対する適切な対応と支援について、知識や技術の向上が図れるよう研修の開催を支援する。 ・引き続き、緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援する。また、大阪府訪問看護ステーション実態調査やその他訪問看護に関するデータを通じて、看護の質の評価方法を検討。
60	56		・入退院支援加算を算定している病院・診療所数:290か所(令和8年度)	282か所(令和5年)	○入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援した。 【研修開催回数、参加者数】研修1コース2日間×2回、193人 ○退院時カンファレンス等でのWEBの活用の促進のため、上記の研修においてICTツールの活用について触れるとともに、ICTを活用した多職種間の情報共有を支援した。 【補助機関数】13機関	・入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、引き続き、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援する。 ・引き続き、退院時カンファレンス等でのWEBの活用と、ICTを活用した多職種間の情報共有を支援する。
61	56	○在宅医療の普及啓発【保健医療企画課】 ・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療従事者等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援します。 ・多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、関係職種に対して、それぞれの職種の役割の理解や、多職種間連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援します。	—	—	○患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助機関数】 普及促進:15機関 サービス基盤整備:申請12件、対象13機関 ○多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、感染症や災害、リハビリといった領域(状況)別のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援した。 【研修開催回数、参加者数】4回、600人	・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。 ・多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、引き続き、在宅における感染症や災害対策、個別疾患やリハビリ等の各テーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援する。
62	56	○人生会議(ACP)の普及啓発【保健医療企画課、介護支援課、介護事業者課】 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、府民の人生会議(ACP)をサポートする医療・ケア従事者の育成を支援します。 ・府民への人生会議(ACP)のさらなる普及を図るため、医療機関、老人福祉施設等の関係機関や学校等と連携し、啓発資材等を用いた普及啓発を推進します。	・人生会議(ACP)に関する認知度:16%(令和8年度)	11.1%(令和5年)	○人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、府民の人生会議(ACP)をサポートする医療・ケア従事者の育成を支援した。 【研修開催回数、参加者数】23回、1,162人 ○人生会議(ACP)のさらなる普及を推進するため、府民向け啓発資材の配布を実施した。また、「人生会議の日」に向けたSNS動画広告の配信及び府民公開講座を実施した。 【啓発資材による周知(1月20日時点)】 周知機関数:3,368機関[医療機関、福祉施設、学校等] 資材提供数:63,965部[啓発冊子、フライヤー等] 【府民公開講座の開催(11月30日)】 参加者数:210名(会場・WEB参加者) 【SNSを活用した動画広告の配信(9月～12月)】 延べ68万人以上視聴 ○医介連携推進事業市町村担当者会議にて、好事例としてACPの普及啓発を医療・ケア従事者、市民双方へアプローチを行う市の報告を取り入れ、横展開を図った。 ○令和6年6月26日より実施した高齢者施設向けの集団指導(WEB研修)において、人生会議(ACP)に関する資料を掲載し、高齢者施設従事者に対する普及啓発を推進した。(高齢者施設559施設)	・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、引き続き、府民の人生会議(ACP)をサポートする医療・ケア従事者の育成を支援する。 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、引き続き、資材の提供や府民向けの広報、イベントを実施する。 ・引き続き、人生会議の普及啓発を行う市町村の取組を支援する。 ・集団指導や運営指導等あらゆる機会を通じ、高齢者施設における人生会議(ACP)の重要性を周知徹底する。

第4節 包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進

第1項 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

1. 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
63	59	○包括的な支援体制整備の促進【地域福祉課】 市町村において包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。	—	—	○市町村における包括的な支援体制の整備が進むよう、市町村の課題に合わせたアドバイザー等の派遣を行った。 ○重層的支援体制整備事業を実施する府内市町村間の交流やネットワーク構築に向けた勉強会を開催した。(1月開催)	・地域の実情に応じた包括的な支援体制が構築されるよう、市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等を行っていく。 ・今後も、市町村訪問や会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。
64	59	○地域包括支援センターと関係機関の連携強化【介護支援課】 地域包括支援センターにおける総合相談支援業務において、ヤングケアラーなど家族介護者支援を含む複合的な課題に対応できるよう関係機関との連携強化を働きかけます。	—	—	(再掲) ○総合相談業務における連携強化に向け、市町村職員、地域包括支援センター職員に対し地域包括ケアシステム充実強化研修を実施した。 【研修】計2回開催 ①受講者数116名(令和6年10月29日) ②受講者数 92名(令和7年1月28日)	・円滑な総合相談事業の実施を行えるよう高齢者関連の施策について幅広いテーマで研修を実施します。

2. 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者への支援

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
65	59	○地域福祉のネットワークの仕組みづくり【地域福祉課】 市町村に対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による支援を行うとともに、小地域ネットワーク活動やCSWの連携等の取組事例を情報提供し、地域福祉のセーフティネットの拡充を図ります。	—	—	○市町村に対して、「地域福祉・高齢者福祉交付金」により、小地域ネットワーク活動に対する財政的支援を行った。 ・令和6年度末現在34市町村において実施。(指定都市・中核市を除く) ○「市町村地域福祉担当者会議」において、市町村に対して、小地域ネットワーク活動やCSWの連携等の先進事例を情報提供し、地域福祉のセーフティネットの拡充を促した。	・引き続き、「地域福祉・高齢者福祉交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等を行うことにより、地域福祉のセーフティネットの拡充を市町村に働きかける。 ・各市町村の先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、効果的な地域福祉のセーフティーネットの構築をサポートする。
66	59	○大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定【介護支援課】 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、取組みを推進します。	—	—	○「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結事業者と連携し、ポスター掲示等による認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動を行うとともに市町村における行方不明高齢者等の早期発見・早期保護の取組みに対して協力して支援を行った。	・引き続き、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、同協定に基づき認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動や行方不明高齢者等の早期発見・保護に係る市町村への支援・協力に努める。
67	59	(再掲) ○地域包括支援センターと関係機関の連携強化【介護支援課】 地域包括支援センターにおける総合相談支援業務において、ヤングケアラーなど家族介護者支援を含む複合的な課題に対応できるよう関係機関との連携強化を働きかけます。	—	—	第3章項目64と同じ	第3章項目64と同じ
68	59	○生活困窮者自立支援制度と高齢者施策との連携の推進【地域福祉課】 生活困窮者自立相談支援機関における自立相談支援事業において、生活困窮状態にある高齢者に対し、地域包括支援センターと連携して支援できるよう関係機関との連携強化を働きかけます。	—	—	○生活困窮者自立支援制度の研修において、対象者を自立相談支援機関と連携・協働する関係機関に従事する者とし、関係機関との連携をテーマに研修を実施した。(9月開催)	・引き続き、生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携の推進が行われるよう、働きかける。

3. 福祉教育の充実

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
69	59	○福祉・ボランティアにかかわる活動の実施【小中学校課】 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる様々な活動を実施します。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる様々な活動を実施した。(令和5年度実績: 福祉・ボランティアにかかわる実施状況調査から) ・地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待 小学校 594校中187校(31.5%) 中学校 285校中40校(14.0%) ・高齢者施設への訪問や交流 小学校 594校中54校(9.1%) 中学校 285校中36校(12.6%) ・障がい理解教育に取り組んだ学校数 小学校 594校中594校(100%) 中学校 285校中285校(100%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度については現在調査中であるが、今後も引き続き、オンラインでの交流等様々な方法での取組みを考えていく。
70	60	○大阪府福祉教育指導資料集の周知【小中学校課】 出会いや体験を通して学んだことが、身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや、学校の取組事例を掲載した、大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、府のホームページに掲載します。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや、学校の取組事例を掲載した、大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育指導資料集『ぬくもり』の周知に努め、活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。
71	60	○福祉に関する学習の展開【高等学校課】 高等学校では、教科福祉の科目や、総合的な探究の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開します。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校では、総合的な探究の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開した。 教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科・科目により、府立高等学校42校で福祉に関する科目を開設した。 高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら実施されており、施設等での奉仕に関わる体験活動については府立高等学校116校(令和6年度)で行っている。また、高槻北高校、藤井寺高校、堺東高校、和泉総合高校、桜和高校の5校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動の単位認定を行った。 	<p>学習指導要領で、福祉・ボランティアが取り上げられ、高等学校にも福祉教育が確実に浸透しつつある。その中で課題と今後の方向として、次の2点を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進む今後の社会において、福祉教育の意義と役割が大きくなりつつあることから、学校のウェブページ等を活用した魅力の発信等を行い、地域との連携を深めていきたい。 ・高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動の機会を充実させるなど、福祉教育の推進を進めていく。

4. ハンセン病回復者及びその家族の人権への理解の促進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
72	60	○人権教育教材集・資料の活用【小中学校課】 人権教育の推進にあたっては、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に人権教育教材集・資料の活用により指導の工夫・改善に努めるように明記するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めます。また、各学校で活用しやすいよう人権教育教材集・資料を府のホームページに掲載します。	—	—	○人権教育の推進にあたっては、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に人権教育教材集・資料の活用により指導の工夫・改善に努めるように明記するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めた。 ○各学校で活用しやすいよう人権教育教材集・資料を府のホームページに掲載した。	・今後も授業での活用の促進を図るため、市町村教育委員会に対し、人権教育実践研究協議会等を通じて周知を図る。
73	60	○ハンセン病問題について啓発【高等学校課】 「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」「幼稚園新規採用教員研修」「小・中・高等・支援学校初任者研修」「10年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について啓発を行います。	—	—	○「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」、「幼稚園新規採用教員研修」、「小・中・高等・支援学校初任者研修」、「10年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について触れた。 ○「小・中学校管理職人権教育研修」等において、ハンセン病問題をテーマとした「人権教育リーフレット」を紹介・配付した。	・教職員研修等において、ハンセン病問題について啓発を行い、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努める。
74	60	○教職員等を対象にした研修の実施【高等学校課】 府教育センターの教職員対象の人権教育研修でハンセン病問題をテーマに研修を行います。	・研修:1回/年	1回/年	○幼稚園・小・中・高等・支援学校の教職員及び市町村教育委員会の指導主事を対象に、「出会いから学ぶ人権学習」の研修のテーマの一つとしてハンセン病問題についての研修を行った。ハンセン病問題の現状についての講演や当事者からの聞き取り、ハンセン病に関するDVDの視聴を通して、ハンセン病問題についての認識を深めた。	・ハンセン病問題について教職員が正しい認識を持ち、子どもたちにも伝えていくよう、教職員研修の充実を図る。
75	60	○ハンセン病問題をテーマとしたパネル展示【高等学校課】 ハンセン病問題をテーマとしたパネル展示を、府教育センターにおいて実施します。	・展示の実施:1回/年	1回/年	○リバティおおさかが所有するハンセン病問題をテーマとしたパネルを活用して、府教育センター玄関ホールにおいて展示を実施した。	・ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に向けてパネル展示を行う。

第2項 権利擁護の推進

1. 高齢者虐待防止の取組みの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
76	62	○高齢者虐待防止市町村実務者研修事業【介護支援課】 市町村や地域包括支援センター職員が高齢者虐待への適切な対応ができるよう、職階、経験別の研修を実施し、対応力の向上を図ります。	・市町村や地域包括支援センター職員を対象とした、初任者、現任者、管理職の研修をそれぞれ年1回実施	各1回	○令和6年5月から10月にかけ、市町村や地域包括支援センター職員等を対象に下記研修会を実施するなど、高齢者虐待への対応力向上を図った。 ・初任者研修 受講者 302名 ・現任者研修 3日間 2コース 受講者 135名 ・管理職研修 受講者 33名	・市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き高齢者虐待対応ステップアップ研修として体系的に研修を実施していく。
77	62	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(高齢者虐待防止専門職チーム派遣等)【介護支援課】 市町村における対応困難事例に対し、府に専門相談員を配置し、市町村からの相談に応じるとともに、専門的な判断を要する虐待事例に対し、弁護士・社会福祉士で構成する専門職チームを派遣し、法律・福祉の両面から専門的な助言を行います。 また、PDCAサイクルを活用し、府内市町村の現状や課題を把握しつつ、専門職チーム派遣事業や研修事業を実施し、市町村担当者会議等における報告、協議等を通じて、取組みの評価に努めます。	・専門職チーム派遣:6市町村/年	2市町村	○市町村における事案に対して、府に配置した専門相談員による相談・助言を行うとともに、必要に応じて弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを派遣し適宜、助言等を行うなど、市町村が適切な対応ができるよう支援した。 ・専門職チーム派遣回数 2回	・引き続き、市町村における虐待防止体制整備の強化促進を図るため、対応困難事案に対する助言等専門的支援を行う。
78	62		・市町村担当者会議:1回/年	1回開催	○高齢者虐待対応市町村担当者連絡会を開催し、府内市町村の現状、課題、対応等についての共有や情報交換を行った。 ・担当者会議開催回数 1回(令和7年3月14日)	・引き続き、高齢者虐待の防止、早期発見に向け、市町村における体制整備の強化促進を図るため、現状や課題の理解、取組事例の横展開等により虐待対応における共通認識や情報交換を図る。
79	63	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(養介護施設従事者等向け研修)【介護支援課】 養介護施設等における虐待を未然に防止する観点から、養介護施設の管理者等を対象に、研修を実施します。	・養介護施設等の管理者や従事者等を対象とした研修をそれぞれ年1回実施	各1回	○令和7年1月に養介護施設の職員を対象に下記研修会を実施するなど、高齢者虐待の防止促進を図った。 ・施設管理者向け研修 受講者数 41名 ・現場リーダー向け研修 受講者数 52名	・養介護施設での高齢者虐待防止を支援するために、引き続き、施設職員の高齢者虐待への理解の促進、施設内での虐待防止研修の実施促進等を図る。
80	63	○身体拘束ゼロ推進員養成研修の実施【介護事業者課】 「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図ります。	・養成人員:300名/年	養成人員:295名	○令和6年8月22日から令和7年1月22日に、エルおおさかで介護保険施設等の介護・看護職員のうち指導的立場にある者を対象に、「身体拘束ゼロ推進員養成研修」(1コース2日間+実習×3回)を開催した。参加人数295名。 ○令和6年8月19日から令和6年12月19日に高齢者権利擁護に必要な知識を専門的に取得するため、介護施設において指導的立場にある看護職員を対象とした「看護指導者養成研修」に4名派遣。	・高齢者権利擁護推進事業としての研修事業等を継続して行うとともに、研修参加者から当該施設の従事者に伝達研修が適切に行われるよう運営指導の際に指導する。
81	63	○身体拘束廃止に関する指導強化【介護事業者課】 運営指導において、高齢者虐待防止の取組みや身体拘束廃止に関する取組みを重点指導項目として指導の強化に努めます。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導は介護保険施設60施設に対して実施。 ○集団指導(WEB研修)により、高齢者虐待について指導(令和6年6月26日より実施。介護保険施設212施設)	・平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備等が規定された。引き続き適切に整備されるように促していく。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
82	63	○身体拘束ゼロを推進する啓発【介護事業者課】 集団指導及び運営指導等において、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導・啓発します。	・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	○集団指導において、身体拘束の原則禁止を指導・啓発。(介護保険施設212施設) ○ホームページ上で「身体拘束等廃止状況調査」の結果や身体拘束の適正化のため指針等の整備のための啓発を行っている。	・運営指導等において、「緊急やむを得ない場合」について、適切な手続きが行われているか確認し、各施設において身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導する。
83	63		・運営指導:60施設/年		○運営指導において、身体拘束の原則禁止を指導・啓発。(介護保険施設60施設) ○ホームページ上で「身体拘束等廃止状況調査」の結果や身体拘束の適正化のため指針等の整備のための啓発を行っている。	

2. 地域における権利擁護支援の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
84	63	○協議会の開催【地域福祉課】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、協議会を開催し、市町村の中核機関整備等の体制整備の促進や成年後見制度の担い手確保等について意見交換を行います。	・協議会を開催:1回/年	1回	○都道府県による協議会として位置付けている大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会を開催し、府域における担い手の育成方針及び体制整備に向けた取組方針について検討、意見交換を行った。 (第1回)令和7年3月25日	・引き続き、権利擁護支援のネットワークの構築を図るため、府の取組方針に基づいた、市町村の中核機関整備等の体制整備の促進や成年後見制度の担い手確保等の状況について、大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会において報告を行い、府の取組方針について検討する。
85	63	○研修の実施【地域福祉課、介護支援課】 支援を必要とする人を、成年後見制度を含む必要な支援に適時・適切につなぐことができるよう、市町村の成年後見制度の担当者や支援機関職員等を対象とした権利擁護実務に係る研修を行います。	・市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修の実施:3回/年		○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけた。 ①実務研修(令和6年6月25日) ②市町村長申立研修(令和6年8月7日) ③意思決定支援研修(令和7年2月28日)	
86	63	○市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援【地域福祉課】 「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業(地域権利擁護総合推進事業)」により、市町村職員等からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、「権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行います。	・スーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施:2回/年	2回	○市町村職員等関係機関からの相談を受けるスーパーバイズ事業や成年後見制度実務担当者向けの事例検討研修を実施した。 ・スーパーバイズ(相談)回数 電話相談331回 専門相談員による専門相談28回 ・事例検討研修 令和6年12月16日、令和7年1月15日	・引き続き、財政的支援を行うとともに、市町村職員等関係機関に対し、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に繋ぐことができるよう支援していく。
87	63		・市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援		○中核機関をはじめとした地域連携ネットワークづくりの促進のため、中核機関整備済み・未整備の市町村及び市町村社協による意見交換会を実施した。 意見交換会 中核機関整備済み及び整備予定:令和6年9月13日、令和7年2月14日 中核機関未整備:令和6年10月11日	
88	63	○日常生活自立支援事業の運営支援【地域福祉課】 判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。	—	—	○日常生活自立支援事業の運営主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対し補助を行うとともに、府内の運営監視を行う会議や監査に出席した。	・引き続き、財政的支援を行うことにより、運営を支援する。

3. 犯罪被害等の未然防止

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
89	63	○高齢者の消費者被害の拡大防止【消費生活センター】 悪質な訪問販売によるトラブルなど、高齢者に多い消費者トラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行います。	・「府政だより」による啓発:1回/年	1回	○高齢者の消費者被害の拡大防止のため、高齢者において増加しているスマホ契約に関するトラブルについて、具体的なトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行った。(掲載日:令和6年10月1日)	・悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
90	63		・リーフレットの配布:1,000部/年	約2,000部	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退! 悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて約2,000部配布した。	・悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
91	63	○高齢者の消費者被害の未然防止【消費生活センター、府警本部生活経済課】 高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退! 悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布する等周知を行います。	—	—	○大阪府消費生活センターと作成した「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」について、大阪府下の警察署64署(関西空港警察署、大阪水上警察署を除く。)に100枚ずつ配布(6,400枚)し、警察活動を通じて積極的に配布した。 ○悪質リフォーム事犯等の防犯チラシを各警察署に配布し、各種警察活動を通じた高齢者等への配布や、大阪府警察のホームページに防犯チラシを掲載することで、府民の防犯意識の向上を図った。 ○大阪メトロ構内において大阪市消費者センターと協力して消費者被害防止のアンウンスを実施した。	・高齢者を狙った悪質な訪問勧誘による消費者被害を防止するため、引き続き各種警察活動を通じて「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」を配布する。 ・大阪市消費者センターと協力して、大阪メトロ構内における消費者被害防止アンウンスを実施する。 ・高齢者を対象とした防犯教室等で悪質訪問勧誘に対する注意喚起を実施する。 ・大阪府警ホームページ、安まちメール、SNS等で、悪質商法に関する情報発信を実施する。 ・事件検挙の際には積極的な広報を実施し、自主防犯意識の高揚を図る。
92	63	○見守りネットワークの啓発【消費生活センター】 福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会での、高齢者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行います。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、研修会等を利用して啓発を行います。	・福祉部と連携した福祉関係従事者の啓発 ・ハンドブックの配布:4,000部/年	ハンドブックの配布約1,000部	○福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会で、消費者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」を約1,000部配布した。	・消費者安全法に基づく、市町村における消費者安全確保地域協議会等高齢者の見守りネットワークの設置を促進するため、市町村の福祉部局との連携の取組を支援する。
93	64	○事業者等と連携した見守りによる高齢者の消費者被害の未然防止【消費生活センター】 店主・従業員を対象とした高齢消費者の見守りに関するリーフレットを府内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット、生命保険会社の従業員等へ配布します。また、消費者志向事業者団体(ACAP)等にも紹介し、協力を要請します。	・リーフレットの配布:10,000部/年	約4,000部配布	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、店主・従業員を対象とした高齢消費者の見守りに関するポスターやリーフレットを府内のコンビニエンスストア、スーパーマーケットの従業員等に約4,000部配布した。また、消費者志向事業者団体等にも紹介し、協力を要請した。	・社会全体での高齢者の見守り活動を推進するため、コンビニエンスストアだけではなく、他の事業者にも高齢者の見守りに関するリーフレットを配布して、市町村の高齢者の見守りネットワークの強化の一助とする。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
94	64	○被害にあわないため講座の実施【消費生活センター】 老人クラブや自治会などの集まりに消費のサポート者が「情報提供ボランティア」として出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行う講座を実施します。	・高齢者向け「消費者問題ミニ講座」の開催:150回/年	約100回実施	○老人クラブや自治会などの集まりに消費のサポート者が「情報提供ボランティア」として出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行う講座を約100回実施した。	・悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいうことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
95	64	○事業者に処分・指導【消費生活センター】 事業者に対する関係法令の説明会を実施するとともに、関係機関と連携し、悪質な取引行為等を行っている事業者に処分・指導を行います。	・事業者に対する関係法令の説明会を実施:2回/年	2回実施	○事業者に対する関係法令の説明会を2回実施するとともに、関係機関と連携し、悪質な取引行為等を行っている事業者に処分・指導を行った。	・関係法令等に基づき今後も悪質な取引行為等を行っている事業者に対する処分や指導を行っていく。
96	64	○認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携体制の運用【介護支援課・府警本部生活安全総務課】 府内市町村や他の都道府県へ広域発見協力を要請する際の情報共有及び連携方法に関する必要な事項を定めた「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携要領」や「行方不明者の早期発見及び身元不明迷い人の早期身元確認に関する大阪府と大阪府警本部との相互連携の推進に係る協定」に基づき、府内市町村と連携して、認知症等による高齢者の行方不明時の早期発見・保護を図っていきます。	—	—	○府警本部や他府県・府内市町村とも連携した情報発信を行うなど市町村における行方不明高齢者等の早期発見・早期保護の取組みに対する支援を行った。	・引き続き、府警本部や他府県・府内市町村とも連携した情報発信を行うなど行方不明高齢者等の早期発見・保護の取組みを支援する。
97	64	○認知症高齢者等支援対象者情報提供制度の実施【府警本部生活安全総務課】 警察署において、保護又は行方不明事案等として取り扱った認知症高齢者等について、本人又はその家族が市町村による支援を希望する場合、本人が居住する市町村に対して、支援対象者に係る情報の提供を行います。	—	—	○各種事案を通じて認知症高齢者を取り扱った際は、本人又は家族の同意を得たうえで、それぞれのケースに応じ、個々具体的な情報提供を実施した。	・引き続き、情報提供制度を通じて、認知症高齢者を行政による支援に結び付けることができるよう努めていく。
98	64	○市区町村と連携した認知症高齢者等の適切な救護【府警本部生活安全総務課】 警察署において、認知症高齢者等を保護した場合、同人が自救能力を欠き、かつ、家族等の引取者がない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づき市区町村に救護依頼を行っています。 引き続き市区町村と連携を図り、認知症高齢者等の適切な救護に努めます。	—	—	○歩行困難で自救能力を欠き、かつ、家族等の引取者がない等、行旅病人に該当する認知症高齢者等を保護した際は、市区町村と連携を図り、適切な救護活動を実施した。	・引き続き、行旅病人に該当する認知症高齢者等については、適切な救護活動を最優先に考え、市区町村との連携強化に努めていく。

第5節 多様な住まい、サービス基盤の整備

1. 高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
99	69	○セーフティネット住宅の登録促進【居住企画課】 不動産協力店等に対し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない、セーフティネット住宅の登録の働きかけを行います。	—	—	○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を行った。 【セーフティネット住宅の登録個数】 令和7年3月末時点 44,589戸	・引き続き、セーフティネット住宅の登録促進を行うとともに、住宅セーフティネット法の改正に伴い新たに創設される居住サポート住宅の認定基準や登録促進について検討を行う。
100	69	○居住支援法人の指定【居住企画課】 高齢者等の住宅確保要配慮者に対して住まい探しの相談等を行っている法人を居住支援法人として指定します。	—	—	○住宅確保配慮者の居住支援に係る担い手として、居住支援法人の指定を行った。 【居住支援法人の指定数】 令和7年3月末時点 192法人	・引き続き居住支援法人の指定を進め、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進する。
101	69	○居住支援協議会の設立促進【居住企画課】 地域の実情に応じた多様な居住支援体制を構築するため、市区町村単位での居住支援協議会の設立に向けた事業に対し補助を行うなど、居住支援協議会設立を促進します。	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:50%(令和12年度末)	23%	○居住安定確保促進事業の実施により、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進した。 【居住支援協議会の設立に対する補助】 ・10件 【居住支援法人等の関係構築を図る研修会・交流会】 ・令和6年度 研修会・交流会の参加者 206名 【府内市町村居住支援協議会】 ・豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、堺市	・大阪府居住安定確保計画(令和3年12月策定)に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:50%(R12年度末)に向けて協議会設立促進の取組を行う。
102	69	○居住支援活動の推進【居住企画課】 「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、住宅の情報に加え、居住支援法人や、各市町村が提供する住宅確保要配慮者向けの情報を提供します。また、高齢者等が身近な市町村で住まい確保の相談ができるよう、市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援体制の構築を支援します。さらに、大阪府の住宅相談室を「Osakaあんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、住まい探し相談や、必要に応じて相談協力店の紹介等を実施します。	—	—	○「Osakaあんしん住まい推進協議会」のHPや「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、居住支援情報の提供を行った。 ○市町村と連携した住まい探しイベント（住まい探し相談会等）を実施した。 【住まい探し相談会】 府内4市で開催 相談者45組 ○住宅相談室において住まい探しの相談対応を行った。 【相談件数】 相談者 155件	・引き続き、居住支援活動の推進のため各取組を行う。
103	69	○高齢者や障がい者などに対する入居差別、不当な追い出し行為等の解消【居住企画課、建築振興課】 高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、大阪府、市町村、家主や宅地建物取引業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行います。 また、宅地建物取引業者に対し、賃貸住宅の入居申込者が高齢者、障がい者、母子(父子)家庭又は外国人であるという理由だけで入居申込みを拒否しないよう、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。	・賃貸住宅における入居差別の状況(高齢者):解消(令和7年度)	32.2% (令和3年度)※	○「Osakaあんしん住まい推進協議会」HPに、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口を掲載し情報提供を行った。 ○宅地建物取引業者に対して研修等を通じての周知・啓発を実施。 ※左記実績欄の内容 宅地建物取引業者が過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者については断るように言われたことがある割合	・引き続き、「Osakaあんしん住まい推進協議会」HPにおいて相談先の情報提供を行う。 ・引き続き、宅地建物取引業者に対して周知・啓発を実施する。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
104	70	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保等【介護事業者課、居住企画課】 登録基準について的確に審査を行うとともに、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。 また、介護ニーズ等に適切に対応できるよう、サービス付き高齢者向け住宅における高齢者生活支援施設等の併設を促進するとともに、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図ります。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○登録基準について的確に審査を行い、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図った。 ○サービス付き高齢者向け住宅において、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保ができるように指導を徹底していく。
105	70	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいのバリアフリー化の促進【居住企画課、住宅経営室、建築環境課】 公的賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅においても介護保険制度等を活用したバリアフリー化を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率: 75% (令和12年度) ※高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅において、手すり等高齢者のための設備のいずれかが設けられている住宅の割合 	63.3% (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設 (府営住宅) 0戸 (市町営) 69戸 (公社) 0戸 (UR) 737戸 ○住戸内のバリアフリー化改善 (府営住宅) 実績 35戸 (市町営) 117戸 (公社) 0戸 (UR) 152戸 ○中層住宅へのエレベータ設置 (府営住宅) 着工 28基 (市町営) 39基 (公社) 0基 (UR) 0基 ○大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じて、専門知識を持った事業者の所属する団体の情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町営住宅 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、助言を行う。 ○公社 ストック活用計画(R4~R13)に基づき、住戸のバリアフリー化を建替えにより進めるとともに、既存住宅においても屋外環境整備として団地内のバリアフリー化を行う。 ○府営住宅 ・住戸内バリアフリー化事業: 既存住戸について、住戸内の段差解消や手すり設置などの改善を引き続き実施する。 ・中層住宅エレベーター設置事業: 築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して計画的に進める。 ○引き続き、大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じての専門知識を持った事業者の情報提供を行った。
106	70	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全施設等整備事業の推進【道路環境課】 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する特定道路等について移動等円滑化を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路等を構成する道路について、移動等円滑化を実施 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○重点整備地区内の特定道路 全83.56kmのうち、65.73km整備済み。 ○整備内容の例: 歩道拡幅、段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題: 用地困難や市関連事業との調整により未整備となっている区間の解消。 ・今後の方針: 「バリアフリー法」基本方針に基づき、未整備区間に引き続き移動等円滑化を実施する。対策を講じることが困難な箇所については、その対応について市町村と協議する。
107	70	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化対応型信号機の整備【府警本部交通規制課】 主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、高齢者等感応信号機等の整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機について、音響信号機、高齢者等感応信号機等の設置等の移動等円滑化を実施(令和7年度まで) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者感応信号機 新設…0基、更新…4基 ○視覚障害者付加装置 新設…19基、更新…43基 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者感応信号機等の整備については、高齢者、視覚障害者及び住民等の意見、要望を踏まえ整備を検討する。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
108	70	○公的賃貸住宅の活用【居住企画課、住宅経営室】 元市町の意見を聞きながら、周辺地域に生活支援や介護・医療・福祉サービスを提供する施設等の導入を図るなど、まちづくりへ積極的に活用します。	—	—	○再編・整備を行う公的賃貸住宅が立地する市町において、具体的な事業連携の検討を実施した。 また、共通の課題を有する複数市町を対象に、テーマを設定して再生連携協議会を合同開催した。(16市町で開催) ○府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室や活用地の積極的なまちづくりへの活用に向け、地元市町と協議を実施した。	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室や活用地の積極的にまちづくりへの活用に向け、地元市町と協議を実施する。
109	70	○自治会等の住民組織が主体となった活動を促進【居住企画課、住宅経営室】 まちづくりの主体である地元市町村と連携して、公的資産や空家などを活用した活動拠点の確保、NPO等の民間団体とのマッチングなどを行います。	—	—	○一部の市営住宅において、空室を活用し、NPO法人が、子育て支援、高齢者の生活支援などの活動を行ない、コミュニティの活性化を図る取組みを実施。 ○府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と連携し、地域のニーズを踏まえて、事業者による見守り活動拠点及び交流場所等としての空室の活用を促進した。	・高齢化の進展により、自治会の役員など担い手が不足しつつあるため、他市町の取組事例を情報提供するなどして、高齢者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行う。 ・府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と連携し、地域のニーズを踏まえて、事業者による見守り活動拠点及び交流場所等としての空室の活用を促進する。
110	70	○施設のバリアフリー情報の発信【建築環境課】 高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけ、容易に施設を利用することができるよう、WEBサイトを活用し、効果的に施設のバリアフリー情報を発信します。	—	—	○平成22年7月にぐるなびと協定を締結し、府内店舗の「バリアフリー情報」について発信中。 ○府ホームページにてバリアフリー情報を提供。 ・府有施設、市町村施設 ・駅等のバリアフリー情報提供サイトの紹介 ・市町村のバリアフリー基本構想 ・ホテル・旅館等のバリアフリー情報 ○バリアフリートイレマップの作成。 ・府有施設、市町村有施設、民間施設、鉄道駅のバリアフリートイレについてスマホ・パソコンで検索できる「大阪府バリアフリートイレマップ」を公表。	・掲載施設を隨時追加しバリアフリー情報を発信していく。 ・府ホームページにおける、バリアフリー情報を最新の情報に更新すると共に、より一層の充実を図る。
111	70	○介護・医療、生活支援施設などの導入促進【居住企画課、住宅経営室】 元市町の意見を聞きながら、介護・医療、生活支援施設や子育て支援施設などの導入を促進します。	—	—	○再編・整備を行う公的賃貸住宅が立地する市町において、具体的な事業連携の検討を実施した。 また、共通の課題を有する複数市町を対象に、テーマを設定して再生連携協議会を合同開催した。(16市町で開催) ○府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と協議を実施し、地域のニーズに対応した空室の活用による高齢者見守り・交流拠点等の導入を促進している。(高齢者見守り・交流拠点、生活支援施設等としての空室活用状況:4件4団地[令和7年3月31日現在])	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と協議を実施し、地域のニーズに対応した空室の活用による高齢者見守り・交流拠点や生活支援施設等の導入を促進する。
112	70	○駅舎のバリアフリー化【建築環境課、鉄道推進課】 市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎へのエレベーター設置などバリアフリー化を促進します。また、転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかけます。	—	—	○府内ホーム柵設置番線数:347番線/1352番線 ○鉄道駅等のバリアフリー化に対し、国・市町村と協議しエレベーター整備に対する補助を実施。 ・乗換、複数ルート化:弁天町駅(JR西日本)	・鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、可動式ホーム柵の設置を働きかける。 ・「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化を促進するため、エレベーター等の整備に向け、関係機関との調整を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
113	70	○建築物のバリアフリー化【建築環境課】 福祉のまちづくり条例に基づき、多数が利用する建築物を新築等する場合にバリアフリー基準への適合を義務付けるとともに、維持管理における配慮事項の周知など、建築物のバリアフリー化を促進します。	—	—	○福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の実施。 また、福祉のまちづくり条例制定以前より存する施設に改善計画制度に基づく定期報告を実施。 ・事前協議 184件 ・定期報告 1698棟 ○バリアフリー法17条(誘導基準)に適合するものに対し認定を行い、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進。 ・大阪市 7件	・特定行政庁や指定確認検査機関等とより一層連携を図り、条例の適正な運用に努めるとともに、事前協議や既存施設改善のための定期報告実施により都市施設のバリアフリー化の促進を図る。
114	71	○「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」の推進【地域戦略推進課】 大阪スマートシティパートナーズフォーラム(※)のプロジェクトにおいて、「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」を推進します。 (※)市町村の地域・社会課題を解決し公民共同エコシステムを実現するため、会員企業等のソリューションを組み合わせ、持続可能なサービス・ビジネスモデルを策定し、市町村への提案、実証・実装を行うプロジェクトを進めます。	—	—	○高齢者にやさしいまちづくりを推進するため、地域課題の一つとして高齢・介護分野を含んだソリューション提案を企業から募集するピッチイベントを開催。また、会員限定Webサイト上で市町村が抱える地域・社会課題と企業のソリューションを相互に閲覧できる仕組みを構築した。	・今後も企業ソリューションと市町村を繋ぐためのイベントを通じてプロジェクトを推進する。
115	71	(再掲) ○スマートシニアライフ事業の推進【地域戦略推進課】 高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供します。	—	—	第3章項目42と同じ	第3章項目42と同じ

2. 高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
116	71	○介護保険施設の計画的な整備【介護事業者課】 各市町村が介護保険施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていきます。	—	—	○各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていく。 ○9期中に整備する予定の府所管施設のうち1施設が竣工した。	・介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画に対し遅れているものについては、地域的な事情等を考慮しつつ市町村と連携し整備を進めていく。
117	71	○ユニット化の推進【介護事業者課】 創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進します。	・国の参酌標準に基づき、令和12年度における介護保険施設の個室・ユニット型の割合を50%以上、特に特別養護老人ホームについては70%以上に高めるよう努める。	・介護保険施設:33.0% ・特別養護老人ホーム:48.1%	○介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況【床数】 ・介護保険施設:33.0% ・うち特別養護老人ホーム:48.1% ・圏域ごとのユニット化率 大阪市／特養46.1% 老健6.3% 堺市／特養46.8% 老健12.8% 豊能／特養55.2% 老健0.0% 三島／特養55.5% 老健4.4% 北河内／特養55.6% 老健8.5% 中河内／特養41.9% 老健2.3% 南河内／特養43.4% 老健0.0% 泉州／特養41.7% 老健1.6%	・創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進する。
118	71	○計画的な建替え推進【介護事業者課】 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。	—	—	○建て替え意向のある法人に対しヒアリングを実施し、補助制度の案内をしているが、法人都合により着手には至っていない。	・建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、引き続き法人の動向把握と補助制度等の周知を行う。
119	71	○地域への社会貢献促進【介護事業者課】 高齢者施設の運営指導等の際に地域との交流促進など社会貢献に向けた取組みを行うよう指導を行います。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導は介護保険施設60施設に対して実施。 ○集団指導(WEB研修)については、令和6年6月26日より実施。自主点検表において、地域住民との連携体制強化に努めるよう指導した(介護保険施設212施設)。	・集団指導や運営指導時に、地域への社会貢献を行うよう指導する。
120	71	○未届けの有料老人ホームの届け出促進【介護事業者課】 市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届け出促進及び指導監督の徹底を図ります。	・未届有料老人ホームの発覚に応じて届け出を促進する。	—	○市町村及び府内関係各課に未届有料老人ホームの実態調査を依頼するとともに、指導監督の徹底について周知を行った。	・市町村と連携し、未届けの有料老人ホームの届け出促進及び指導監督の徹底を図る。

第6節 福祉・介護サービスを担う人材の確保・資質の向上及び介護現場の生産性の向上

1. 介護人材の確保と資質の向上

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
121	78	○参入促進・魅力発信への取組み【福祉人材・法人指導課】 【職業として介護の魅力をPR】 福祉・介護分野に关心のある方などを対象とした職場体験や、教育機関との連携を図るなど、福祉・介護の魅力を発信します。 また、11月の「介護の日」や「福祉人材確保重点実施期間」などに、介護への理解と介護の仕事の魅力発信する取組みを実施します。	・職場体験参加者数:300人／年(延べ)	199人	○福祉・介護分野に关心のある方などを対象にした職場体験や、教育機関との連携を図り、福祉・介護の魅力を発信した。 ・職場体験参加者数:199人／年(延べ) ・出前講座:513人 府内の高校生・大学1,2年生に対して、介護職の仕事内容を具体的にイメージできるよう魅力発信するとともに、府が実施する「高校生フクシのお仕事体験」「インターンシップ」への参加を促進するよう事業を実施した。また、「介護の日」には普及啓発イベントに加え、介護従事者への感謝と激励のブルーライトアップを府内及び市町村施設で実施した。	・事業認知度の向上、周知先拡大に向け、オンラインの活用や各事業との連携を強化し、魅力発信、職場体験参加者数の確保に取り組む。
122	78	【介護助手導入の取組み】 介護施設において、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援します。	・就職者:100人／年	16人	○介護助手希望者に対し9回、受入施設に対し3回、それぞれ事前説明会を実施。その上で、求職者と施設のマッチングイベントを9回実施した。 【マッチングイベント】 ・申込求職者数:151人 ・申込施設:48施設 ・マッチング:91件 ・採用:16人(9施設)	・就職者数を増やす為、周知方法や開催場所等を再考し、説明会において求職者と施設双方の参加数の増加を目指す。
123	78	【有資格者を対象とした取組み】 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等が、円滑に再就業できるよう、研修等の支援を行います。	・研修参加者:100人／年	20人	○資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士の所在把握と多様な情報提供を行い、知識や技術の再確認・再習得のための研修、就職相談・求職情報提供を実施し、介護分野に即戦力として再就業支援を実施した。 令和6年度 ・研修実施回数:5回 ・参加者数:20人 ・再就職者数:3人	・潜在介護福祉士等の所在の把握が難しい状況にあるが、再就職者数の増加に向け、周知方法の再考や周知先の開拓、研修の内容や実施方法を見直す。
124	78	【外国人介護人材の円滑な受入れ】 「大阪府外国人介護人材等適正受入れ推進連絡会議」を開催、「外国人介護人材の円滑な受入れに関する研修」や「介護施設等で働く外国人介護人材に向けた集合研修」等を実施します。また、外国人介護人材を受け入れる施設等の不安・疑問の解消と円滑な受入れを促進するため、受入れ制度や事例紹介等の説明会開催とマッチングの支援を行います。 年々増加する外国の介護人材が、資格を取得するための支援として、介護福祉士修学資金貸付事業の更なる財源確保を行います。	・研修参加者:100人／年	127人	○外国人介護人材の円滑な受入れに向けた次年度の取組の方向性を検討するため、「大阪府外国人介護人材適正受入れ推進連絡会議」を開催した。 開催日:令和6年10月2日(水)開催 ○外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるための、「外国人介護人材向け研修」、「施設職員向け研修」、「講師向け研修」の支援を行った。 【外国人介護人材向け研修】 ・研修実施回数:2回 ・研修参加者:57人 【施設職員向け研修】 ・研修実施回数:4回 ・研修参加者:61人 【講師向け研修】 ・研修実施回数:1回 ・研修参加者:9人	・受講者数を増やす為、研修の実施方法や、実施内容を再考し、効果的な事業実施に取り組む。
125	78		・参加者:50人／年	133人	○外国人介護人材の受入れを検討されている施設・事業所向け説明会を5回開催した。 ・説明会参加者数:133人(延べ) ・マッチング数:30件	・外国人介護人材の受入れにあたり、説明会への参加者数は一定あるが、受入れに関する課題が法人ごとで生じるため、マッチングまでなかなか進めない。課題を抱えている法人が不安を解消できるよう支援を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
126	78	○介護職員の離職防止・定着促進・資質向上の取組み【福祉人材・法人指導課、介護事業者課】 ・新任職員のモチベーション向上やチームリーダーを担う職員の専門性や組織力を高める研修を階層別により実施し、介護職員の離職防止や定着促進を図ります。 また、介護職員に対し、初任者研修等を受講させる介護施設の研修経費を支援します。	・研修参加者:10,000人(延べ)/年 ・対象者数:100人/年	研修参加者:14,621人 対象者数:54人	○社会福祉施設等の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施した。 参加人数:14,621人 ○介護職員の資質向上に取り組む介護保険施設等の研修費用を支援した。 ・交付申請:45件(71人分) ・補助金交付:38件(54人分)	・引き続きオンライン等を活用しながら効果的な事業実施に取り組む。 ・事業者からの要望を踏まえ、外国人介護職員にも事業対象を拡大し、効果的な事業実施に取り組む。
127	78	・介護サービス事業者のハラスメント対策について、集団指導及び運営指導で周知・確認をします。 ・指定申請や報酬請求等において、国が定める標準様式や「電子申請・届出システム」を使用し、介護分野の文書負担軽減を図ります。	—	—	○介護現場におけるハラスメント対策について、集団指導で専門家に解説してもらい事業所へ周知を徹底した。また、運営指導においてハラスメントの窓口の設置や周知状況について確認し指導を行った。 ○「電子申請・届出システム」の運用開始について、HPを活用し周知を行った。令和7年3月に更新の申請をする事業所から電子申請による受付を開始。その他の申請についても、令和7年度より受付を開始した。	・引き続き今年度の集団指導においても事業所へハラスメント対策の周知を行い、運営指導においても事業所におけるハラスメント対策について指導を継続する。 ・「電子申請・届出システム」の制度について、制度の理解の向上を図るため、引き続きHPを活用し周知を行う。
128	78	○介護情報・研修センターの運営委託【福祉人材・法人指導課】 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施します。	・研修参加者:2,000人(延べ)/年	920人	○介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。 ・市町村職員研修 1講座 29人 ・介護・福祉等専門職員研修 39講座 891人	・相談窓口外での出張相談会等を行い、より広範囲の対象者への情報提供を行う。研修の実施にあたっては、引き続きオンラインも活用しながら、効果的な事業実施に取り組む。
129	79	○地域介護人材確保連絡会の設置・市町村が実施する人材確保事業の支援【福祉人材・法人指導課】 介護人材確保や定着促進を推進することを目的とした会議体を、府域6ブロックに設置し、介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を実施します。 また、市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着等を図る事業を支援します。	—	—	○府域の介護人材確保や定着促進の推進のための会議を6ブロックで開催し、情報提供・意見交換等を行った。 市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着等を図る事業を支援した。8市(大阪市、吹田市、池田市、茨木市、枚方市、箕面市、堺市、和泉市)	・関係機関と情報提供・意見交換を行い、府や市町村で実施する各事業の相互連携の強化を図る。
130	79	○介護ロボット導入支援【介護事業者課】 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を補助するとともに、介護現場のそれぞれの課題に沿った導入が図られるよう、導入を検討している事業者を対象とした研修等を実施します。	・補助件数:207件(本計画期間中)	187事業所等	○国経済対策(国補正)予算を活用し、前年度より事業規模を倍増させ、介護ロボット導入経費の一部を助成した。	・大阪府介護生産性向上支援センターにおける、介護現場のそれぞれの課題に沿った機器導入を図るための研修等と連携させて本補助事業を実施し、介護ロボット未導入の事業所等への導入を促進し、更なる導入率向上を図る。
131	79	○ICT導入支援【介護事業者課】 地域医療介護総合確保基金を活用し、ICT導入経費の一部を補助するとともに、介護現場のそれぞれの課題に沿った導入が図られるよう、導入を検討している事業者を対象とした研修等を実施します。	・補助件数:1,350件(本計画期間中)	535事業所等	○国経済対策(国補正)予算を活用し、前年度より事業規模を倍増させ、ICT導入経費の一部を助成した。	・大阪府介護生産性向上支援センターにおける、介護現場のそれぞれの課題に沿った機器導入を図るための研修等と連携させて本補助事業を実施し、ICT未導入の事業所等への導入を促進し、更なる導入率向上を図る。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
132	79	<p>○介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰への施設等の推薦【介護事業者課】</p> <p>国が表彰するにあたり、大阪府から、介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護施設、事業所を推薦します。</p>	<p>・府からの推薦数: 1~2事業所/年</p>	4事業者	<p>○令和6年度表彰推薦事業者数2件(応募事業者7件)※令和5年度推薦 ・うち1件厚生労働大臣表彰 優良賞 ・うち1件厚生労働大臣表彰 奨励賞</p> <p>○令和7年度表彰推薦事業者数4件(応募事業者17件)※令和6年度推薦</p>	<p>・本取組を通して職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者の好事例を普及する。</p>
133	79	<p>○介護生産性向上総合相談センターの設置【介護事業者課】</p> <p>生産性向上や、人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターを設置し、事業所における生産性向上に係る取組を支援します。</p>	—	—	<p>○6月に「大阪府介護生産性向上支援センター」を設置し、介護現場の生産性向上や人材確保等に関する相談への対応や、介護テクノロジーの導入・活用にかかる伴走支援型研修等を実施し、介護事業者の生産性向上等の取組みを支援した。 ・伴走支援を行った事業所 20事業所</p>	<p>・相談への対応や、伴走支援型研修等を実施し、昨年度伴走支援型研修を修了した事業所については、モデル事業所として、取組事例の横展開を図る。また、小規模事業所などの居宅系サービスでは、テクノロジーを使いこなすのが難しいなどの課題があり、活用支援のための伴走支援型研修や、初步的なICTセミナーを実施する。</p>
134	79	<p>○介護現場革新会議の実施【介護事業者課】</p> <p>福祉関係者をはじめとした多様な関係者・有識者等からなる「介護現場革新会議」を開催し、介護現場生産性向上や人材確保を推進する観点から、地域における介護現場の課題に即した対応方針や、計画、介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議します。</p>	—	—	<p>○新たに大阪府介護現場革新会議を設置し、介護現場における生産性向上を進める上での課題や、府や大阪府介護生産性向上支援センターとして必要な支援や連携について検討を行った。 ・会議の開催 8月、1月</p>	<p>・年2回の会議を開催し、地域における介護現場の課題に即した対応方針や、大阪府介護生産性向上支援センターの運営方針等について協議する。</p>

2. 在宅医療の充実(再掲) ※「第8次大阪府医療計画」の中間見直しにおいて、目標の見直しが予定されている。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
135	79		・訪問診療を実施している病院・診療所数:2,450か所(令和8年度)			
136	79	○在宅医療サービス基盤の整備【保健医療企画課・健康づくり課・薬務課】	・在宅訪問歯科サービスを実施している歯科診療所数:2,090か所(令和8年度)			
137	79	・訪問診療の拡充に向けた取組みを推進します。 ・訪問歯科診療の拡充に向けた取組みを推進します。 ・薬局の在宅医療への参画を推進します。 ・訪問看護の拡充に向けて取り組みます。 ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充に向けて取り組みます。	・在宅患者調剤加算の届出薬局数:2,500か所(令和8年度) ※令和6年度から当該加算は廃止され、「在宅薬学総合体制加算」が新設される。目標については、新設された加算の届出実績により評価する予定。		第3章項目54から項目58と同じ	第3章項目54から項目58と同じ
138	79		・在宅療養支援病院又は在宅療養後方支援病院整備数が人口当たり全国平均以上である圏域数:7圏域(令和8年度)			
139	79		・往診を実施している病院・診療所数:3,750か所(令和8年度)			
140	79	○在宅医療に関わる人材の育成【保健医療企画課・健康づくり課・薬務課】	・在宅看取りを実施している病院・診療所数:570か所(令和8年度)		第3章項目59と同じ	第3章項目59と同じ
141	79	・在宅医療に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等の育成に取り組みます。 ・病院・有床診療所における退院支援調整機能の強化を図るための人材を育成します。	・入退院支援加算を算定している病院・診療所数:290か所(令和8年度)		第3章項目60と同じ	第3章項目60と同じ
142	80	○在宅医療の普及啓発【保健医療企画課】	・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療従事者等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援します。 ・多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、関係職種に対して、それぞれの職種の役割の理解や、多職種間連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援します。	—	第3章項目61と同じ	第3章項目61と同じ

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
143	80	○人生会議(ACP)の普及啓発【保健医療企画課、介護支援課、介護事業者課】 ・人生会議(ACP)のさらなる普及啓発を推進するため、府民の人生会議(ACP)をサポートする医療・ケア従事者の育成を支援します。 ・府民への人生会議(ACP)のさらなる普及を図るため、医療機関、老人福祉施設等の関係機関や学校等と連携し、啓発資材等を用いた普及啓発を推進します。	・人生会議(ACP)に関する認知度:16%(令和8年度)		第3章項目62と同じ	第3章項目62と同じ

第7節 介護保険事業の適切な運営

第1項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上

1. 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
144	83	○障がいの特性等の周知【介護支援課、介護事業者課】 障がい者へ適切な介護やケアマネジメントが行われるよう、集団指導や、介護支援専門員への研修を通じて、障がいの特性や配慮事項の周知に取り組みます。	—	—	○介護支援専門員の研修では、障がい者の介護保険利用における障がい福祉サービスとの適用関係のほか、障がい特性や障がい者施策について理解促進を図った。 ○居宅サービス事業者に対しては、集団指導の際に、利用者と事業者の対等な立場の構築について理解促進を行った。	・障がい者が介護保険を利用するにあたり、これまで利用してきた障がい福祉サービスを継続的に利用できるよう研修を通じて周知していく。
145	83	○ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関等との連携【地域保健課】 地域で暮らすハンセン病回復者への訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携を図ります。	—	—	○地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。	・今後とも地域で暮らすハンセン病回復者や家族が安心して適切な医療・介護を受けるよう、引き続き、関係機関との連携に努める。
146	83	○関係機関と連携した研修の実施【地域保健課】 ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行います。	・研修:1回/年	—	○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行った。	・今後とも地域で暮らすハンセン病回復者や家族が安心して適切な医療・介護を受けるよう、引き続き、関係機関との連携に努める。
147	83	○適正な審査判定に関する研修の実施【介護支援課】 介護認定審査会委員研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を実施します。	・研修:新規委員のいる全ての市町村からの受講	32市町村(36市町村中※)が受講 ※4つの審査会(11市町村)が共同設置のため	○介護認定審査会委員研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を開催、32市町村(36市町村中)の参加があった。 ・介護認定審査会委員新規研修(動画配信併用) 集合研修 令和6年6月8日 受講者:19名 動画配信 令和6年7月8日～9月6日 受講者:209名 新規研修 合計:228名 ・介護認定審査会委員現任研修(動画配信) 令和6年7月8日～9月6日 受講者:1636名	・公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員に対する研修を実施するなど、市町村等への支援に努めていく。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
148	83	○適切な認定調査に関する研修の実施【介護支援課】 認定調査員研修において、個別性に配慮し、心身の状況をより正確に聞き取る方法や調査上の留意点、介護の手間を特記事項へ記載することなどについて研修を実施します。	・新規研修:修了者数400名/年	649名	○認定調査員(新規及び現任)を対象に、認定調査の実施方法や留意点、特記事項の記入方法について、研修を実施した。 ・認定調査員新規研修の開催 学習管理システム(LMS)によるe-ラーニング方式 【第1期】令和6年5月8日から令和6年7月29日まで 第1期 受講者:244名 修了者:215名 【第2期】令和6年10月2日から令和7年3月12日まで 第2期 受講者:466名 修了者:434名 【合計】受講者:710名 修了者:649名	・高齢者一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映できるよう、高齢者特有の疾病や心身の状況、障がい等の特性などの研修内容の充実を図るとともに、認定調査における意思の伝達を手助けする取組みを推進するため、市町村の支援に努めていく。
149	83		・現任研修:全市町村からの受講	全市町村	・認定調査員現任研修の開催:2回 ①障がい特性の理解と認定調査時の配慮事項について 動画教材配信:令和6年12月20日から令和7年3月26日 視聴回数合計:331回、受講者の所属市町村未把握 ②集合研修:令和7年2月17日 受講者:62名 動画配信:令和7年2月27日から3月16日 受講者:170名 合計:232名、全市町村から受講があった。	
150	83	○制度の周知【介護支援課】 市町村の窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、相談を受けた方が、円滑に利用者を支援できるよう、制度を案内するためのパンフレットを配布した。併せてウェブページ等による周知を実施します。	—	—	○市町村の窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、相談を受けた方が、円滑に利用者を支援できるよう、制度を案内するためのパンフレットを配布した。併せてウェブページ等による周知を実施した。	・引き続き、パンフレットの作成やウェブページの更新を通じて、保険者が実施する広報活動を支援する。

2. 介護保険制度の周知と介護サービスの質の向上

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
151	83	○高齢者福祉施策の周知【介護支援課】 介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供します。 また、パンフレットについては、外国語版(英語版、中国語版、韓国語版)、点字版を作成し高齢障がい者や在日外国人など情報入手に支援を要する方々に配慮した情報提供を行います。	—	—	○介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供した。 ○パンフレットについては、外国語版(英語版、中国語版、韓国語版)を配布し、在日外国人など情報入手に支援を要する方々に配慮した情報提供を行った。	・引き続き、介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供する。 ・また、引き続き、高齢障がい者や在日外国人などに配慮したパンフレットの配布等を通じた情報提供を行う。
152	83	○介護支援専門員の質の向上【介護事業者課】 高齢者の自立支援に必要な援助に関する専門的知識や技術の水準など介護支援専門員の資質向上が図れるよう、関係団体と連携しながら、研修を円滑に実施します。 介護支援専門員のサポート等の役割を担う主任介護支援専門員の養成をはじめ、介護支援専門員のスキルの向上に向け、研修内容の充実を図ります。	各種介護支援専門員法定研修を実施 ・実務研修:16日間(90h)	修了者:750名	○令和6年1月11日から令和6年9月24において介護支援専門員法定研修を実施した。	・介護支援専門員の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、関係団体と連携し円滑な研修実施に努める。
153	83		・更新研修(未経験者)、再研修:10日間(56h)	修了者:771名、242名	○令和6年6月25日から令和7年3月25日(未経験者)、令和6年6月25日から令和7年3月10日(再研修)において介護支援専門員法定研修を実施した。	
154	83		・現任研修(専門課程I):12日間(58h)	修了者:600名	○令和6年6月7日から令和7年3月24において介護支援専門員法定研修を実施した。	
155	83		・現任研修(専門課程II):8日間(34h)	修了者:2,053名	○令和6年5月28日から令和7年3月27において介護支援専門員法定研修を実施した。	
156	83		・主任研修:12日間(72h)	修了者:725名	○令和6年4月15日から令和7年2月25において介護支援専門員法定研修を実施した。	
157	83		・主任更新研修:18日間(48h)	修了者:987名	○令和6年6月7日から令和7年3月18において介護支援専門員法定研修を実施した。	
158	83	○研修カリキュラム等の改善【介護事業者課】 大阪府介護支援専門員研修向上委員会を設置し、研修実施の評価を行い、研修カリキュラム等の改善を図ります。	—	—	○当該会議を令和6年11月20日に開催し、研修実施の評価を行い、研修カリキュラム等の改善について協議・検討した。	・介護支援専門員の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、関係団体と連携し円滑な研修実施に努める。
159	83	○介護サービス情報の公表【介護事業者課】 介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービス事業者が登録した事業所の所在地等の基本情報、介護サービス内容等の運営情報や財務状況を公表します。	—	—	○介護サービス事業者により報告された事業所・施設の情報を「介護サービス情報公表システム」(厚労省設置)を用いて、指定情報公表センター(大阪府社会福祉協議会に委託)にて、情報の確認・公表を実施した。	・未公表事業者への報告の催促について、指定情報公表センター(大阪府社会福祉協議会に委託)からの通知のみでは報告に応じない場合は、大阪府名義での催促を実施。 ・介護サービス情報の公表制度について、引き続きHP等を活用し周知を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
160	84	○評価員の安定的な確保と外部評価制度の適正な運営を図るための体制整備【介護事業者課】 大阪府地域密着型サービス外部評価機関の選定更新(7機関)を実施し、外部評価制度の適正な運営を図るための体制を整備します。	—	—	○評価員の安定的な確保のため、研修機関を指定し、外部評価調査員養成研修を実施した。 ○大阪府地域密着型サービス外部評価機関の選定更新(3機関)	・外部評価機関に適切な指導を実施する。 ・継続的に評価員養成研修が実施できるよう、近隣府県と協力して研修参加者を確保し、研修を実施する。
161	84	○福祉サービス第三者評価制度の受審促進【地域福祉課】 社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会で第三者評価事業のパンフレットを配布、市町村地域福祉担当課長会議や福祉の就職フェアにおいて、第三者評価事業の説明を行うなど、受審促進を図ります。	・説明会での説明回数:5回/年	4回	○資料提供やオンラインでの説明を行った。 ・社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会では、会議自体は、動画配信のため、資料をホームページ掲載した。 ・市町村地域福祉担当課長会議では、9月は資料提供し、3月から4月の期間、オンデマンド配信(録画)により説明を行った。 また、オンラインで開催された福祉の就職フェア法人向け事前説明会(2月)においては、参加法人向けに説明を行った。	・あらゆる機会を捉えて、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化とともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、引き続き介護サービス事業者等への受審促進に向けた取り組みを進める。
162	84	○受審施設・事業所の評価結果公表【地域福祉課】 誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへの掲載を行います。	・高齢福祉分野の評価結果公表件数:30件/年	15件	○誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへの掲載を行った。 ・高齢福祉分野の評価結果公表件数 15件	・利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行う。

第2項 事業者への指導・助言

1. 介護施設及び居宅サービス事業者等への指導と権限移譲市町村への支援

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
163	86	○入所者(利用者)本位のサービス提供促進、事業所に対する厳正な対処【介護事業者課】 運営指導では、「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施します。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。質の高い介護サービスを提供するため、高齢者虐待の防止、感染症及び食中毒、災害への備え、事故防止等、施設の運営上、重要な項目について指導を行い、内容確認や取組内容について、受講確認票の提出を求めた。(介護保険施設212施設) ○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。	・運営指導にあたっては、施設における自主点検表の事前提出を求めるこにより、その内容から運営状況等を把握・分析の上、効果的かつ効率的に実施する。
164	86	介護報酬の算定・請求にあたっては、施設・事業所による自主点検表等の活用を促し、正確で適正な事務に努めるよう指導します。 運営指導や通報などの情報により、不適正な事業運営が疑われるような場合は、監査を実施するなど厳正に対処します。	・運営指導:100事業所/年	運営指導:109事業所	○令和6年6月から令和7年3月において事業所に対し、運営指導を実施し、介護報酬の算定・請求や運営基準に関して適切な事業所運営ができるよう指導を行った。 【令和6年度運営指導実績:109事業所】	・引き続き、「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な事業所運営へ向けた指導を実施する。 ・運営指導や通報等により、不適正な事業運営が疑われる場合には、隨時運営指導を実施し、必要に応じて監査を実施するなど厳正に対処していく。
165	86	○集団指導の実施【介護事業者課】 事業者への集団指導において、質の高い介護サービスを提供するため、指導事例を紹介し、衛生管理・災害対策等の運営上、重要な項目について説明や、指導を行います。	・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。質の高い介護サービスを提供するため、運営指導方針や、高齢者虐待の防止、感染症及び食中毒への対応、災害への備え等、施設の運営上重要な項目について説明を行い、受講確認票の提出を求めた。(介護保険施設212施設)	・集団指導においては、引き続き、施設運営上の重要な事項について、指導する。
166	86		・集団指導:700事業者/年	集団指導:839事業者	○集団指導については、動画配信やHPでの資料掲載及び受講後のアンケートを実施することにより行った。【6月~9月の期間に839事業所】	・引き続き受講後アンケートにおいて把握した事業者の意見等を踏まえ指導の効率化を図る。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
167	86	○市町村との情報共有・意見交換【介護事業者課】 介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、市町村との情報共有・意見交換を実施します。また、集団指導における資料の共同作成等により、市町村の支援を行うとともに、指定・指導の平準化を図ります。	・会議開催:2回/年	2回	○介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議について、集合開催にて実施した。【2回/年】 ○介護サービスの指定について、大阪府では令和7年3月から電子申請にて受付を開始することについて共有した。	・引き続き連絡会議における情報共有や意見交換の実施、集団資料の提供等により、指定・指導の平準化を図る。
168	86	○事故発生の未然防止の取組み【介護事業者課】 事業者に対し、介護事故に係る「ひやりはっと」の活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により、事故発生の未然防止の取組み、発生した場合の報告、再発防止策の取組み等について適切に対応するよう指導します。	—	—	○事業者に対し、介護事故に係る「ひやりはっと」の活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により、事故発生の未然防止の取組、発生した場合の報告、再発防止策の取組み等について適切に対応するよう、HPに事故やひやりはっと報告書の様式を掲載するとともに、適切に事故報告が実施されるよう報告等の取扱いについても掲載した。 ○事業者が事故発生時に報告する事故報告書の様式をHPに掲載するとともに、適切に事故報告が実施されるよう報告等の取扱いについても掲載した。	・事業者が事故発生の未然防止や発生したとしても適切に対応できるよう、引き続きHPや実地指導等を活用し指導を行う。
169	86	○喀痰吸引等を安全に実施するため体制の整備、衛生管理の指導【介護事業者課】 運営指導において、介護職員等による喀痰吸引等を安全に実施するため体制の整備、衛生管理(感染症マニュアルの整備、感染症予防等)等を指導します。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導を通じ、登録事業者に対して指導を実施。	・登録事業者に対し、集団指導、運営指導等あらゆる機会を通じ、たん吸引等の行為が適切に行われるよう指導監督に努める。 ・自主点検表を作成し、定期的に点検するよう指導する。 ・適宜、立入検査を実施し、適正に業務が行われているか指導監督を行う。
170	86	○登録研修機関の登録【介護事業者課】 登録事業者、登録研修機関については、国の登録基準に基づき登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行います。 登録研修機関の登録においては、介護職員の受講を妨げることのないよう、受講要件、費用など妥当であるか入念に審査するとともに、受講しやすい環境を整備するよう指導します。	・立入検査:8か所/年	14か所	○登録研修機関への立入検査については、14か所実施。	・必要に応じて、ホームページ等を通じ注意喚起・情報提供等を行う。

2. 特別養護老人ホームにおける適正な施設入所選定の実施への指導

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
171	86	○公平性に留意した入所選考の確保【介護事業者課】 運営指導において、入所選考委員会や申込者名簿の調製を確認し、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるよう指導します。また、運営指導において、特例入所の申込者が要件を満たしているか、また該当する場合や入所が決定した時は、保険者に報告をしているか確認します。要介護1・2の要介護者であってもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て特例的に入所を認める取扱いとするよう指導します。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。自主点検表において、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるよう指導した。	・運営指導等において、入所選考指針に基づき特例入所の扱いが適切に行われているか、引き続き確認し指導する。

第3項 相談支援及び苦情対応の充実

1. 相談体制の充実

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
172	88	○地域包括支援センターの周知【介護支援課】 府ホームページ等による地域包括支援センターの周知に努めるとともに、パンフレットや広報誌等による市町村における認知度向上の取組みを働きかけます。	—	—	○府ホームページにおいて、地域包括支援センターの役割周知に努めるとともに、運営状況等に関する情報(情報公表システム)のURLを掲載している。 ○また、市町村と地域包括支援センターの役割分担の明確化や委託方針を具体的に示すよう、研修等を通じて市町村に働きかけた。	・引き続き府ホームページ等による地域包括支援センターの周知に努めるとともに、パンフレットや広報誌等による市町村における認知度向上の取組みを働きかける。
173	88	○介護予防ケアマネジメントや住民主体の地域づくりを学ぶ研修会の実施【介護支援課】 外部専門家を招き、市町村職員等を対象に、自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントや住民主体の地域づくりを学ぶ研修会を開催します。	—	—	(再掲) 【介護予防ケアマネジメント推進研修会】 対象:府内全市町村職員、地域包括支援センター職員等 ・窓口対応強化研修 88名参加 ・介護予防ケアマネジメント研修 91名参加 ・通所C利用促進研修会 44名参加 ・全体研修会 112名参加	(再掲) ・高齢者の状態を改善できるサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ない、生活課題の解決に繋がるサービスになっていない等の課題もあることから、窓口相談対応、地域ケア会議、訪問アセスメント事業の充実等による介護予防ケアマネジメントの推進に向け、各市町村の状況に応じた支援を行う。
174	89	○民生委員・児童委員等への各種研修の実施【地域福祉課】 地域における様々な福祉課題への対応、相談・援助活動が行われるよう民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施します。また民生委員会長連絡会において、府域における取組みや具体的な事例の情報提供を行うなど、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	—	—	○地域における様々な福祉課題への対応、相談・援助活動が行われるよう民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施した。また民生委員会長連絡会において、府域における取組みや具体的な事例の情報提供を行うなど、活動しやすい環境づくりに取り組んだ。 研修 延べ実施回数 10回 延べ参加者数1,289人 【民生委員・児童委員数】(府内34市町村で4,218人)(令和6年4月1日現在)	・引き続き、民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施する。また府域における取組みや具体的な事例の情報提供を行い、民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくりに取り組んでいく。
175	89	○コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置促進【地域福祉課】 既存のサービスだけでは対応困難な事業の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置促進に取り組みます。	・全中学校区※に1名配置 135名(令和7年4月1日時点) ※指定都市・中核市を除いた府内34市町村における実績	135名(令和7年4月1日時点) ※指定都市・中核市を除いた府内34市町村における実績	○既存のサービスだけでは対応困難な事業の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置促進のため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を市町村を通じて行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を通じて、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を実施した。	・引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議を通じて、好事例の情報提供等を実施する。
176	89	○相談対応の支援【介護支援課】 介護サービス相談員養成研修の支援や相談対応の好事例を集めた相談対応事例集の提供を行います。	・事例集を提供(随時)	—	○利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護サービス相談員派遣等事業を拡大するため、研修の支援を実施した。 介護サービス相談員養成研修修了 46人 介護サービス相談員現任研修修了 58人 ○相談対応の好事例を集めた相談対応事例集を提供した。	・相談体制を充実させるため、引き続き、介護サービス相談員養成研修の支援や、相談事例の提供を行う。
177	89	○介護サービス相談員派遣等事業の拡大促進【介護支援課】 利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護サービス相談員派遣等事業を拡大するため、市町村への働きかけや研修の支援等を実施します。	・実施市町村の拡大:33市町村(令和8年度末までに)	32市町	○介護サービス相談員派遣等事業を拡大するため、8月21日に介護サービス相談員派遣等事業促進会議を開催し、府内市町村の取組状況等について情報提供した。	・府内全市町村で介護サービス相談員派遣等事業が実施されるよう、引き続き市町村に働きかける。

2. 苦情処理体制の充実

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
178	89	○円滑な苦情対応【介護支援課】 大阪府国民健康保険団体連合会における苦情処理業務が関係機関と連携して円滑に行われるよう、相談支援体制の整備・運営に対する支援を行います。	・国保連における苦情・相談事例の情報提供	—	○利用者の苦情対応について市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行えるよう保険者への助言や補助等を行った。 国保連では、相談苦情事例の集約及びホームページ等での情報提供により市町村等の支援を行った。	・苦情の再発防止や解消を図っていくため、引き続き大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、相談苦情事例の集約と対応の検討を行い、ホームページ等を通じ、市町村等へ提供していく。
179	89	○苦情処理の体制及び手順等の整備【介護事業者課】 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、運営指導において、事業所における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導を実施します。	・運営指導: 60施設/年	運営指導: 60施設	○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。 ○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。(介護保険施設212施設)	・集団指導や運営指導等において、事業所における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導を実施し、苦情処理体制の充実を図る。 ・今後も、関係機関等と連携し、苦情等による情報をもとに運営指導を実施する。
180	89	○「運営適正化委員会」の運営等支援【地域福祉課】 福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行います。	・運営指導: 100事業所/年	運営指導: 109事業所	○令和6年6月から令和7年3月において事業所に対し、運営指導を実施した。【実施件数: 109事業所】	・集団指導や実地指導等において、事業所における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導を実施し、苦情処理体制の充実を図る。
181	89	○「運営適正化委員会」の運営等支援【地域福祉課】 福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行います。	・苦情解決第三者委員研修会の開催: 参加者60名/年1回	51名	○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行った。	・引き続き、運営適正化委員会の取組みを周知するとともに円滑に事業運営が図られるよう支援する。
182	89		・事業報告書の発行: 2,000部/年1回	HPにて公表	・延べ相談件数 1,570件 ・苦情解決第三者委員研修会は、対面形式で実施。 参加者 51名 ・「令和5年度実績報告書」を作成し、HPへ掲載。	

3. 不服申立の審査

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
183	89	○審査請求の適切な対応【介護支援課】 審査請求について介護保険審査会を適宜開催し、審理・裁決します。	・提出案件に対し、できる限り迅速かつ適正な審理・裁決の実施	—	○審査請求について介護保険審査会を適宜開催し、審理・裁決した。 裁決986件(却下 959件、認容 8件、棄却 19件)	・被保険者等からの審査請求に対して、個別の請求理由や経緯、請求人の生活実態や状態像等を丁寧に確認した上で適正かつ迅速な審査が行えるよう介護保険審査会を運営する。
184	89	○審査請求事案の市町村共有【介護支援課】 市町村の職員等に対し、審査請求の認容事案の共有や助言を実施します。	・介護認定審査会委員研修等の実施による伝達: 2回/年	2回	○市町村要介護認定担当職員研修や介護認定審査会委員新規研修において、審査請求の認容事案の共有や助言を行った。	・処分庁の認定審査会の適切な運営や議事記録について、研修、会議等を通じ、各保険者に働きかける。

第8節 介護給付等適正化(第6期大阪府介護給付適正化計画)

1. 更なる要介護認定の適正化

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
185	92	○要介護認定の適正化の支援【介護支援課】 ・介護認定審査会において、認定調査の特記事項及び主治医意見書の記載内容から適切な審査判定を実施するよう、介護認定審査会委員に対する研修を引き続き実施します。 ・個別性に配慮し、高齢障がい者や認知症の人など一人ひとりの状態をより正確に聞き取る方法や調査時の留意点、介護の手間に係る具体的な状況等を正確に特記事項に記載することなどについて、認定調査員に対する研修を引き続き実施します。	・介護認定審査会委員研修の開催:新規委員のいる全ての市町村からの受講	32市町村(36市町村中※)が受講 ※4つの審査会(11市町村)が共同設置のため	○介護認定審査会委員研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を開催、32市町村(36市町村中)の参加があった。 ・介護認定審査会委員新規研修(動画配信併用) 集合研修 令和6年6月8日 受講者:19名 動画配信 令和6年7月8日～9月6日 受講者:209名 新規研修 合計:228名 ・介護認定審査会委員現任研修(動画配信) 令和6年7月8日～9月6日 受講者:1636名	・公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員に対する研修を実施するなど、市町村等への支援に努めていく。
186	92	○要介護認定の適正化の支援【介護支援課】 ・介護認定審査会において、認定調査の特記事項及び主治医意見書の記載内容から適切な審査判定を実施するよう、介護認定審査会委員に対する研修を引き続き実施します。 ・個別性に配慮し、高齢障がい者や認知症の人など一人ひとりの状態をより正確に聞き取る方法や調査時の留意点、介護の手間に係る具体的な状況等を正確に特記事項に記載することなどについて、認定調査員に対する研修を引き続き実施します。	・認定調査員新規研修の開催:修了者数400名/年	649名	○認定調査員(新規及び現任)を対象に、認定調査の実施方法や留意点、特記事項の記入方法について、研修を実施した。 ・認定調査員新規研修の開催 学習管理システム(LMS)によるe-ラーニング方式 【第1期】令和6年5月8日から令和6年7月29日まで 第1期 受講者:244名 修了者:215名 【第2期】令和6年10月2日から令和7年3月12日まで 第2期 受講者:466名 修了者:434名 【合計】受講者:710名 修了者:649名	・公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識及び技能を認定調査員や市町村職員等が修得できるよう、研修を充実させるなど、市町村等への支援に努めていく。
187	92	・かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修等を、引き続き実施します。	・認定調査員現任研修の開催:全市町村からの受講	全市町村から受講	・認定調査員現任研修の開催:2回 ①障がい特性の理解と認定調査時の配慮事項について 動画教材配信:令和6年12月20日から令和7年3月26日 視聴回数合計:331回、受講者の所属市町村未把握 ②集合研修:令和7年2月17日 受講者:62名 動画配信:令和7年2月27日から3月16日 受講者:170名 合計:232名、全市町村から受講があった。	
188	92	・市町村において要介護認定適正化に向けた取組みを推進できるよう、市町村職員に対する研修や助言などを行います。 ・市町村の介護認定審査会を訪問することにより、運営上の課題や対応策等について助言などを行います。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・主治医研修の開催:受講者数400名/年	307名	○かかりつけ医に対し主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修を実施するとともに、意見書の記載の参考とする問診票の活用について、医師や病院関係者等へ周知を行った。 ・主治医意見書作成研修の開催:2回 ①令和6年9月14日 受講者:196名 ②令和7年3月8日 受講者:111名 合計:307名	・要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が迅速かつ適切に行われるよう関係者に対する研修を充実させるよう努めていく。
189	92	・市町村職員研修の開催:全市町村からの受講	全市町村から受講		○市町村要介護認定事務担当職員を対象に、適正な要介護認定の運営に関する研修や助言を実施、全市町村からの受講があった。 ・市町村要介護認定担当職員研修の開催:1回 令和6年10月11日 受講者:60名	・市町村職員等、介護認定審査会の運営に関わる者が必要な知識、技能を修得し、公平・公正かつ適正な要介護認定が実施できるよう、プロセスに関わる関係者に対する研修を充実させる。
190	92	・介護認定審査会訪問による保険者への助言:4市町村/年	訪問対象:5市区		○介護認定審査会の傍聴及び意見交換を通じて、保険者へ技術的助言を行った。 令和6年10月～12月 ・審査会訪問数 5市区(政令市への協力含む) ・国の要介護認定適正化事業における審査会訪問への同行(対象:豊中市)	・公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員・認定調査員や認定のプロセスに関わる関係者に対する研修を充実させるなど、各保険者における各種の取組みや好事例を共有するなどして、市町村等への支援に努めていく。

2. ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
191	92	○ケアプラン点検の支援【介護支援課】 ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修の開催:全市町村からの受講	1回目:37市町村 2回目:28市町村	○市町村担当職員向けに研修会を開催し、ケアマネジメントの理念やケアプラン点検の意義、点検対象として抽出するケアプランの例等についての講義を行った。また、当日参加できなった市町村に対しては資料の送付を行った。 1回目(令和6年12月25日) 37市町村参加 2回目(令和7年2月20日) 28市町村参加	・市町村の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援していく。また、市町村によってケアプラン点検の取組みにおいて抱える課題は異なるため、個別支援の方法を検討していく。
192	92	○住宅改修や福祉用具購入・貸与調査の支援【介護支援課】 住宅改修や福祉用具購入・貸与調査における効果的な取組みの共有や検討等を行います。	—	—	○市町村における地域分析に資するよう、福祉用具貸与にかかる市町村別の受給率、受給者1人あたり給付費及びその全国値との比較データを作成し、提供した。また、住宅型有料老人ホーム数と福祉用具貸与の受給率の相関を分析し、データ提供を行った。	・市町村の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援していく。
193	92	○給付実績の活用等の支援【介護支援課】 介護給付適正化システムの活用を促進するため、市町村職員に対し、介護給付適正化システムの操作研修等を実施します。 ※第1章第5節に定める取組みと目標に該当	・介護給付適正化システムの操作研修等の開催:全市町村からの受講	28市町村	○市町村担当職員向けの研修会において、介護給付適正化システム帳票の活用に関する講義を行った。また、当日参加できなった市町村に対しては資料の送付を行った。 令和7年2月20日 28市町村参加	・市町村の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援していく。

3. 高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
194	92	○高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保に向けた取組み【介護支援課、介護事業者課、居住企画課】 ・高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保に向け、実態の把握を行い、市町村と課題を共有した上で、有効なケアプラン点検の手法等について情報共有を図ります。 ・高齢者住まいの運営者団体と連携し作成した、外付けサービスの利用適正化のための業界自主規制マニュアル(事業者向け運営マニュアル、入居者向け住まい選択チェックリスト等)や高齢者住まいの運営に関する好事例集を周知します。 ・福祉部と都市整備部とが連携し、登録の権限等が委譲されている市町村職員に対し、最新情報や好事例の共有等を目的とした会議等を開催します。 ・高齢者住まいの運営者向けの集団指導、研修会を通じて、適切な住宅運営ノウハウの共有を図ります。	・高齢者住まいへのケアプラン点検の事例共有や高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等を検討する意見交換会等を開催:全市町村からの参加	37市町村	○市町村担当職員向けに研修会を開催し、高齢者住まい入居者のケアプランにおける着目点についての講義、高齢者住まい入居者のケアプラン点検のためのツールの紹介を行った。 令和6年12月25日 37市町村参加 ○市町村における地域分析に資するよう、事業所数及び住宅型有料老人ホーム数と、訪問介護等のサービス受給率との相関を分析し、データ提供を行った。	・高齢者住まいにおける適正なサービス提供を確保するため、高齢者住まいのケアプラン点検にかかる留意点や事例等について情報提供や意見交換会を実施するなど、市町村の取組みを支援する。
195	92	照会先:43市町村(広域含む)	・先進的取組みについて、HPでの動画掲載や市町村担当者会議等で周知	—	○高齢者住まいにおける先進的取組事例を紹介する動画をホームページへ掲載する等、質の向上を図るため普及展開を行った。	・掲載内容の更新を検討し、引き続き高齢者住まいの質の向上を図り、引き続き普及展開を実施していく。
196	92	照会先:43市町村(広域含む)	・市町村担当者連絡調整会議等の開催:1回/年	(福祉部) ○令和7年度の市町村担当者連絡調整会議の開催に向け、課題整理を行うため各市町村宛てに困難事例及び取組状況の照会を実施した。 ・照会先市町村 43自治体(広域含む) ○その他、情報の共有や提供の要が生じた都度、適宜、情報交換を行った。 (都市整備部) ○政令中核市担当者連絡会議を開催し、適宜、府内市町村担当者と情報共有を行った。 ○情報の収集や提供の要が生じた都度、適宜、情報交換を行った。	(福祉部) ・有料老人ホーム及び高齢者向けサービス付き住宅の登録の権限等が委譲されている市町村職員に対し、最新情報や好事例の共有等を目的とした会議等を開催することで、府及び市町村の課題解決に資する。 ・引き続き情報共有と連携強化に取り組む。 (都市整備部) ・立入検査等において各事業者等における好事例等の情報収集を行い、府内市町村担当者と情報の共有を図る。 ・引き続き、情報共有と連携強化に取り組む。	
197	92	1回(集団指導)	・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する研修等:1回/年	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保に向け、立入検査実施計画や、高齢者虐待の防止、感染症及び食中毒への対応、災害への備え等、施設の運営上重要な項目について説明を行い、受講確認票の提出を求めた。 ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅集団指導:284施設	・集団指導においては、引き続き、施設運営上の重要な事項について、指導する。	

第9節 災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立

1. 災害に対する高齢者支援体制の確立

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
198	94	○災害に備えた市町村への働きかけ【防災企画課、災害対策課、介護支援課】 高齢者等に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、避難行動要支援者名簿の活用と更新、個別避難計画の作成、本人同意のもと平時からの関係者間の情報共有ができるよう、市町村へ働きかけます。	—	—	○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、以下による取組みを行った。 ・個別避難計画に関して始めて担当する市町村職員向けに初任者向け研修会の実施(4月19日) ・個別避難計画を作成するための作成優先度の考え方や交付金の活用について先行事例を共有する、市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修を実施(9月10日) ・個別避難計画の作成における、好事例を共有する、市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修を実施(2月13日) ・個別避難計画と避難行動を時間軸に沿って整理する「コミュニティタイムライン」との連携に関する説明を実施(水防災WG地区別随時) ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技を実施(10月～12月) ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加(3月末)	・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有について重責感があり、理解促進が必要。また、避難支援を実施する者が不足しているなどの課題がある。 ・市町村職員や個別避難計画作成に携わる福祉関係者及び避難支援を実施する者の人材育成に取り組む。
199	94	○福祉避難所の指定促進【災害対策課】 災害時、高齢者等の要配慮者の避難支援を行うため、福祉避難所の指定を市町村に働きかけるとともに、協力・支援します。	—	—	○福祉避難所については、災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)を踏まえ、府内市町村で指定を進めており、令和6年11月現在、災害対策基本法に基づく福祉避難所の指定を行っているのは41市町村672施設である。	・引き続き市町村に対し、福祉避難所の質的・量的確保の推進を行う。
200	94	○災害危険区域等からの移転【介護事業者課】 地域医療介護総合確保基金を活用し、災害危険区域等に所在する広域型介護施設等の移転改築整備事業を支援します。	—	—	○大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金(地域医療介護総合確保基金事業)制度を各市町村、法人に周知しているが、活用実績はなかった。	・法人のニーズ把握をするとともに、様々な機会をとらえて補助金制度をより積極的に周知し、活用を推進する。
201	95	○災害に備えた事業所指導【介護事業者課】 南海トラフ巨大地震の発生などに備え、介護保険施設等における地震防災対策マニュアルの整備を推進するとともに、地震や火災等を想定した避難訓練の実施について指導等を行います。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導において、介護保険施設等における業務継続計画(BCP)の策定および訓練・研修の実施について指導。介護保険施設60施設	・集団指導や運営指導等あらゆる機会を通し、災害への備えにつとめるよう指導する。
			・運営指導:100事業所/年	運営指導:109事業所	○令和6年6月から令和7年3月において事業所に対し運営指導を実施し、非常災害対策に関する具体的な計画の策定や定期的な訓練の実施について指導を行った。	・引き続き事業所に対し運営指導・集団指導を通じ、非常災害対策に関する具体的な計画の策定や非常災害時の連携体制の整備及び定期的な訓練の実施について指導を行う。
202	95		・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、介護保険施設等における業務継続計画(BCP)の策定や地震防災対策マニュアルの作成、非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施について指導した。	・集団指導や運営指導等あらゆる機会を通し、災害への備えにつとめるよう指導する。
			・集団指導:700事業所/年	集団指導:839事業者	○令和6年度の集団指導において、事業所に対し災害時情報共有システムにおける登録情報の更新・追加に務めるよう周知した。	・引き続き事業所に対し運営指導・集団指導を通じ、非常災害対策に関する具体的な計画の策定や非常災害時の連携体制の整備及び定期的な訓練の実施について指導を行う。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
203	95	○被災時の体制整備支援【介護事業者課】 介護保険施設等が被災した場合であっても、入所者や利用者のサービスを継続的に実施できるよう、業務継続計画の策定(見直し)、計画に基づく研修及び訓練の実施を支援します。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、厚生労働省作成の動画「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」および「介護施設等における防災リーダーの役割等について(研修資料)」と併せて掲載。動画視聴および資料の内容確認を徹底した。 ○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。 ○また、介護施設等における防災リーダーを対象として、業務継続計画(BCP)策定研修を令和6年5月22日から令和7年2月28日までに14回実施し、各施設における業務継続計画(BCP)の策定を支援した。	・業務継続計画(BCP)策定および訓練・研修の実施は令和3年度に義務化されており、令和7年度も支援を行う。
			・運営指導:100事業所/年	運営指導:109事業所	○令和6年6月から令和7年3月において事業所に対し運営指導を実施し、居宅基準上令和6年より義務化となった業務継続計画の策定、計画に基づく研修及び訓練の実施について指導を行った。	
204	95		・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、厚生労働省作成の動画「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」および「介護施設等における防災リーダーの役割等について(研修資料)」と併せて掲載。動画視聴および資料の内容確認を徹底した。 ○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。 ○また、介護施設等における防災リーダーを対象として、業務継続計画(BCP)策定研修を令和6年5月22日から令和7年2月28日までに14回実施し、各施設における業務継続計画(BCP)の策定を支援した。	・業務継続計画(BCP)策定および訓練・研修の実施は令和3年度に義務化されており、令和7年度も支援を行う。
			・集団指導:700事業所/年	集団指導:839事業者	○令和6年度の集団指導において、業務継続計画の策定及び研修、訓練の実施について周知を行った。	
205	95	○災害時におけるボランティア活動支援制度【災害対策課】 災害時にボランティアが被災者のニーズに応え円滑に活動できるよう、「災害時におけるボランティア活動支援制度」等に基づき、市町村や日本赤十字社、社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティアの受け体制の整備やボランティアの確保、災害ボランティアコーディネーター等の人材の育成など、必要な環境整備を行います。	—	—	○平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に、大阪府社会福祉協議会と共に「災害時ボランティアコーディネーター研修」を実施した。 ・登録団体数(令和6年度末):51団体(うち個人は4) ・研修(令和6年度):令和7年2月12日(水)37名参加	・引き続き、大阪府社会福祉協議会等と連携して、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方、災害ボランティアセンター運営に携わる方を対象に研修を実施していく。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
206	95	<p>○災害派遣福祉チーム(DWAT)構築事業【地域福祉課】</p> <p>災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉的支援を行う、民間の福祉専門職で構成する大阪DWATの充実・強化を進めます。</p>	—	—	<p>○災害福祉支援ネットワーク協力団体等と連携のうえ、チーム員への研修等を実施し、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議を2回開催 <p>○チーム員の養成等に向けた以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同養成研修(大阪府・京都府・奈良県の合同開催)2回(43名受講済み) ・ステップアップ研修2回(54名受講済み) ・コーディネーター研修1回(12名受講済み) ・大阪府立箕面支援学校PTA主催「防災学習会」(豊能圏域チーム員8名) ・令和6年度第2回大東市防災訓練(北河内圏域チーム員2名) ・堺市災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション(堺市圏域チーム員6名) ・豊中市全市一斉防災訓練(豊能圏域チーム員5名) ・いけだ防災フェア(豊能圏域チーム員6名) ・高槻市災害時要援護者支援事業講演研修会(三島・豊能圏域チーム員2名) ・河内長野市社会福祉施設連絡会研修(南河内圏域チーム員7名) ・大東市ボランティアフェスティバル(北河内圏域チーム員3名) <p>○DWATチーム員への必要な情報の発信(随時)</p> <p>○令和6年能登半島地震の派遣を踏まえ以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝状贈呈式(チーム員33名、協力施設24施設、日産大阪) ・大阪DWAT本部訓練を2回開催 ・先遣隊派遣訓練(チーム員9名) 	・引き続き、大阪DWAT等への研修や訓練等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図っていく。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
207	95	<p>○災害時の介護サービスの円滑な提供【介護事業者課】</p> <p>災害時は保険者において、様々な方法を通じて、介護をする高齢者の状況や実態の把握に努めるとともに、避難対策及び自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど介護サービスの円滑な提供について、柔軟に対応するよう、働きかけます。</p>	—	—	<p>○通所介護等における非常災害対策等、居宅基準上の制度について、制度理解に努めるよう周知した。</p>	・引き続き、通所介護等における非常災害対策等、居宅基準上の制度について制度理解の向上を図るためHP等を活用し周知を行う。

2. 感染症に対する高齢者支援体制の確立

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
208	95	<p>○感染予防策を強化【感染症対策企画課、介護事業者課】</p> <p>病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が利用する事業所等に対し、感染予防策を強化するよう啓発します。</p>	・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	<p>○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行にあわせ、医療機関等に向け注意喚起を行うとともに、大阪府ホームページやX等でも広く府民に啓発を行った。</p> <p>○インフルエンザについては、手洗い等の感染症予防ポスター・チラシを作成し、関係機関に配布した。</p> <p>○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施。日頃からの感染管理体制整備や感染症の拡大防止のための対応について啓発した。(介護保険施設212施設)</p> <p>○感染防止対策を継続的に行うため、介護サービス事業所・施設等に対し、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保や職場環境の復旧・改善に要する費用を補助するサービス提供体制確保事業を実施し感染予防対策強化の啓発を行った。</p>	<p>・感染症の性状や発生状況等を踏まえ、引き続き感染症の予防啓発等を行う。</p> <p>・感染予防策としての手洗い、消毒の徹底を今後も啓発していく。</p>

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
209	95	<p>○新興感染症発生・まん延時の高齢者への医療提供体制【感染症対策支援課、介護事業者課】</p> <p>新興感染症発生・まん延時に自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関と医療措置協定を締結します。</p> <p>高齢者施設等に対しては、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と平時から連携体制を構築し、新興感染症発生時における対応を取り決めておくよう働きかけを行います。</p>	—	—	<p>○令和7年3月31日時点において、各医療機関(病院177機関、診療所1,949機関、薬局3,839機関、訪問看護事業所703機関)と自宅療養者等への医療の提供を含む医療措置協定を締結した。</p> <p>○高齢者施設向けの集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、協定締結医療機関との平時からの連携体制構築、新興感染症発生時における対応取り決め等について、啓発を行った。(介護保険施設212施設)</p> <p>○運営指導においても、協定締結医療機関との連携体制構築等について指導を行った。(介護保険施設60施設)</p> <p>○令和6年5月、高齢者施設に対し、協定締結医療機関の情報をメールで周知する等、施設の連携体制構築を支援した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知を図り新たな協定締結医療機関を確保するとともに、協定締結医療機関向けの研修を行うなど、平時からの備えの充実を図る。 集団指導や運営指導等あらゆる機会を通じ、高齢者施設における医療機関との連携体制構築の重要性を周知徹底する。
210	95	<p>○感染拡大防止のための環境整備【介護事業者課】</p> <p>地域医療介護総合確保基金を活用し、多床室の個室化に要する改修費、簡易陰圧装置の設置に要する費用、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援します。</p>	—	—	<p>○大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金(地域医療介護総合確保基金事業)交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 多床室の個室化:4市、11法人 簡易陰圧装置の設置:4市、2法人 ゾーニング環境の整備:1市、1法人 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金制度を積極的に周知し、活用を推進する。
211	95	<p>○衛生管理の指導【介護事業者課】</p> <p>運営指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、委員会及び研修・訓練の実施状況等)を確認し、適切に実施するよう指導します。</p>	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	<p>○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、日頃からの感染管理体制整備や感染症の拡大防止のための対応について指導した。</p> <p>○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、福祉部全体の取組として実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営指導や集団指導をはじめ、あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導する。
			・運営指導:100事業所/年	運営指導:109事業所	○令和6年6月から令和7年3月において事業所に対し、運営指導を実施した。【実施件数:109事業所】	<ul style="list-style-type: none"> 運営指導等あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導する。
			・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	<p>○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、日頃からの感染管理体制整備や感染症の拡大防止のための対応について指導した。</p> <p>○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、福祉部全体の取組として実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営指導や集団指導をはじめ、あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導する。
			・集団指導:700事業所/年	集団指導:839事業者	○令和6年度の集団指導において、日頃からの感染対策や発生時の対応等、適切な衛生管理が実施されるよう周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 運営指導等あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導する。
213	95	○感染症発生時の体制整備支援【介護事業者課】	・運営指導:60施設、100事業所/年	介護保険施設運営指導:60施設、居宅サービス事業所運営指導:109事業所	<p>○集団指導(WEB研修)を令和6年6月26日より実施し、厚生労働省作成の動画「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」および「介護施設等における防災リーダーの役割等について(研修資料)」と併せて掲載。動画視聴および資料の内容確認を徹底した。</p> <p>○運営指導については、介護保険施設60施設に対して実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画(BCP)策定および訓練・研修の実施は令和3年度に義務化されており、令和7年度も支援を行う。
214	95	感染症が発生した場合であっても、入所者や利用者のサービスを継続的に実施できるよう、業務継続計画の策定(見直し)、計画に基づく研修及び訓練の実施を支援します。	・集団指導:212施設、700事業所/年	介護保険施設集団指導:212施設、居宅サービス事業所集団指導:839事業者	○また、介護施設等における防災リーダーを対象として、業務継続計画(BCP)策定研修を令和6年5月22日から令和7年2月28日までに14回実施し、各施設における業務継続計画(BCP)の策定を支援した。	

「大阪府高齢者計画2024」の取組状況(一対一対応版)

第4章 大阪府認知症施策推進計画2024

第3節 認知症施策の推進方策

第1項 理解増進、相談体制の整備等

1. 認知症の人に関する理解の増進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
1	108	●広報媒体による認知症に関する啓発【介護支援課】 リーフレットやパンフレット、ホームページなどを活用して、認知症に関する啓発を実施します。	—	—	○府ホームページを活用し、認知症相談窓口や認知症サポーター、認知症カフェ等について府民向けの周知を行った。 ○9月の認知症月間(世界アルツハイマー月間)には市町村、教育機関、鉄道、バス等の公共交通機関、スーパー、コンビニ等の商業施設、金融機関などにおいて、ポスターを掲示するとともに府の広報媒体を活用した啓発を集中的に実施した。	・引き続き、様々な広報媒体等を活用した啓発活動を実施するとともに、毎年9月の認知症月間(世界アルツハイマー月間)の機会を捉え、認知症への関心や理解を深めるため様々な取組を集中的に実施する。
2	108	●認知症サポーターキャラバン事業【介護支援課】 地域全体で認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の応援者となる認知症サポーターの養成を引き続き促進するため、認知症サポーター養成講座を企画し、講師役となるキャラバン・メイトを養成します。	・認知症サポーター養成数:100万人(令和8年度末累計)	893,506人	○認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施した。 ・養成研修:3回 (受講者250名) ※府内認知症サポーター養成数 44,389名 累計893,506名(令和7年3月31日時点) ○公共交通事業者向け認知症への理解増進セミナー(令和6年11月26日に開催)の機会を捉えた認知症サポーター養成講座を開催し44名の認知症サポーターを養成した。	・認知症キャラバン・メイト養成研修を着実に実施し、引き続き、市町村とともに計画的に認知症サポーターを養成していく。 ・市町村において取組みが進みにくい民間事業者を対象とした認知症の人への適切な対応、接遇向上のための取組みを実施していく。
3	108	●認知症サポーター活動促進事業【介護支援課】 市町村においてチームオレンジ(認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み)の円滑な事業展開が図られるよう、チームオレンジのコーディネーター等に対し、基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等の研修を、市町村における設置や活動の促進を目的に国が実施した調査研究の内容等も踏まえ、実施します。	・チームオレンジのコーディネーター等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	1回開催	○チームオレンジにおいて効果的な編成方法や、運営のノウハウ等を学ぶことを目的にチームオレンジのコーディネーター等に対する研修を開催した。 ・令和6年11月15日 開催(受講者:48名)	・引き続き、コーディネーター等がチームオレンジについての概念や効果的な設置方法、運営方法等について学ぶことを目的に研修を実施し、市町村におけるチームオレンジの設置促進を図る。
4	108	●「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結【介護支援課】 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、取組みを推進します。	・協力事業者との協定締結の推進	—	○「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結事業者と連携し、ポスター掲示等による認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動を行うとともに市町村における行方不明高齢者等の早期発見・早期保護の取組みに対して協力して支援を行った。	・引き続き、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、同協定に基づき認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動や行方不明高齢者等の早期発見・保護に係る市町村への支援・協力に努める。
5	108	●認知症の日・月間、世界アルツハイマーデー・月間の機会を捉えた認知症に関する普及・啓発【介護支援課】 認知症の日(毎年9月21日)・月間(毎年9月)、世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)・月間(毎年9月)の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発活動を当事者団体等と連携して実施します。	・認知症の日・月間、世界アルツハイマーデー・月間ににおける普及・啓発の実施	—	○世界アルツハイマーデー(9月21日)に、「認知症の人と家族の会大阪府支部」とともに万博記念公園の「太陽の塔」をオレンジ色にライトアップした。 また、府内市町村で行われるイベント等を取りまとめ、府民に広く周知するとともに、府、市町村等の庁舎において世界アルツハイマーデーのポスター掲示及びリーフレット配架を行った。	・引き続き、世界アルツハイマーデー(「認知症の日(9月21日)」)及び世界アルツハイマー月間(「認知症月間(毎年9月)」)の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発活動を当事者団体等とも連携して実施する。

2. 相談体制の整備等

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
6	108	●認知症ケアパスの活用促進【介護支援課】 認知症ケアパスについて府としても周知を図るとともに、好事例を市町村と共有することにより、活用促進を市町村に働きかけます。	一	一	○市町村における「ケアパス」作成状況について、調査を実施し、調査結果について市町村にフィードバックを行った。 市町村における「ケアパス」作成率:100%(令和6年3月末時点) ○府のホームページにおいて市町村のケアパスを紹介する一覧ページを掲載し、府民への周知を行った。	・認知症ケアパスについて、より活用が図られるよう府民への周知や好事例の共有等により市町村を支援していく。
7	108	●市町村が設置する認知症カフェの周知等による支援【介護支援課】 認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組みを推進し、地域の実情に応じた方法による普及を図るため、取組事例の紹介等により市町村を支援します。	・認知症カフェを全市町村に普及	40市町村(令和6年4月時点)	○市町村における「認知症カフェ」の取組みについて調査を行い、調査結果について市町村にフィードバックするとともに、大阪府のホームページにて各市町村の取組みを紹介した。 ・「認知症カフェ」設置済市町村数:40市町村(令和6年4月時点)	・大阪府認知症施策実施状況調査や認知症施策市町村担当者会議等の場を活用し、好事例の横展開等を図っていく。
8	108	●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	1回開催	○認知症地域支援推進員として必要な専門的な知識・技術のスキルアップを図るための研修会を開催し、他市町村の推進員との意見交換を行い、好事例を共有した。 ・令和7年3月3日 開催(受講者:55名)	・引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。

第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進

1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

(1)生活におけるバリアフリー化の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
9	115	●認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進【介護支援課】 地域や職域で認知症の人や家族を手助ける認知症サポートの養成等、市町村等と連携して、認知症に関する正しい知識を深めるための普及・啓発を推進するとともに、認知症の理解を深めるセミナー等の機会を活用して日本認知症官民協議会の「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」を周知し、接遇向上を促進します。	—	—	○認知症サポート養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施した。 ・養成研修:3回 (受講者250名) ※府内認知症サポート養成数 44,389名 累計893,506名(令和7年7月31日時点) ○公共交通事業者向け認知症への理解増進セミナー(令和6年11月26日に開催)の機会を捉え、「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の周知を行った。	・認知症サポートの養成等や認知症の理解を深めるセミナー等の機会を活用して、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図っていく。
10	115	●認知症サポート事業所普及事業の推進【介護支援課】 小売業者、金融機関等事業者における認知症サポート養成講座の受講促進や認知症の人にやさしい取組みの促進を図るため、認知症サポート事業所の登録制度を設け、登録した事業所を府のホームページで公表し、普及します。 また、認知症の人やその家族が、認知症サポート事業所の取組み内容等を簡単に検索して、利用しやすい事業所を選べる仕組みを構築します。	・認知症サポート事業所の登録の推進及び事業所検索ツールの周知・利用促進	—	○認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人に対してやさしい取組を行う民間事業者の事業所を「大阪府認知症サポート事業所」として登録する制度を構築し、企業への積極的な働きかけを行い登録企業の確保に努めた。(登録事業所数:令和7年5月時点 662事業所) また、登録事業所の情報を所在地や業種別等に簡単に検索できるシステムを開発、関係機関等を通じ広く府民への周知・利用促進を図った。	・更なる登録企業の拡大を目指し、大阪府包括連携協定等の締結企業等などに登録の働きかけ等を継続とともに「認知症サポート事業所検索システム」をより多くの方に利用いただけるよう様々な機会を通じた周知を継続・強化する。
11	115	○駅舎のバリアフリー化【鉄道推進課、建築環境課】 市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎へのエレベーター設置などバリアフリー化を促進します。また、転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかけます。	—	—	○府内ホーム柵設置番線数:347番線/1352番線 ○鉄道駅等のバリアフリー化に対し、国・市町村と協議しエレベーター整備に対する補助を実施。 ・乗換、複数ルート化:弁天町駅(JR西日本)	・鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、可動式ホーム柵の設置を働きかける。 ・「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化を促進するため、エレベーター等の整備に向け、関係機関との調整を行う。
12	115	○建築物のバリアフリー化【建築環境課】 福祉のまちづくり条例に基づき、多数が利用する建築物を新築等する場合にバリアフリー基準への適合を義務付けるとともに、維持管理における配慮事項の周知など、建築物のバリアフリー化を促進します。	—	—	○福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の実施。 また、福祉のまちづくり条例制定以前より存する施設に改善計画制度に基づく定期報告を実施。 ・事前協議 184件 ・定期報告 1698棟 ○バリアフリー法17条(誘導基準)に適合するものに対し認定を行い、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進。 ・大阪市 7件	・特定行政庁や指定確認検査機関等とより一層連携を図り、条例の適正な運用に努めるとともに、事前協議や既存施設改善のための定期報告実施により都市施設のバリアフリー化の促進を図る。
13	115	○交通安全施設等整備事業の推進【道路環境課】 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する特定道路等について移動等円滑化を実施します。	・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路等を構成する道路について、移動等円滑化を実施	—	○重点整備地区内の特定道路 全83.56kmのうち、65.73km整備済み ○整備内容の例:歩道拡幅、段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等	・課題:用地困難や市関連事業との調整により未整備となっている区間の解消 ・今後の方針:「バリアフリー法」基本方針に基づき、未整備区間にについて引き続き移動等円滑化を実施する。対策を講じることが困難な箇所については、その対応について市町村と協議する。

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
14	115	○住まいのバリアフリー化の促進【居住企画課、住宅経営室、建築環境課】 公的賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅においても介護保険制度等を活用したバリアフリー化を促進します。	・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率:75% (令和12年度) ※高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅において、手すり等高齢者のための設備のいすれかが設けられている住宅の割合	63.3% (令和5年)	○バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設 (府営住宅) 0戸 (市町営) 69戸 (公社) 0戸 (UR) 737戸 ○住戸内のバリアフリー化改善 (府営住宅)実績 35戸 (市町営) 117戸 (公社) 0戸 (UR) 152戸 ○中層住宅へのエレベータ設置 (府営住宅)着工 28基 (市町営) 39基 (公社) 0基 (UR) 0基 ○大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じて、専門知識を持った事業者の所属する団体の情報提供を行った。	○市町営住宅 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、助言を行う。 ○公社 ストック活用計画(R4~R13)に基づき、住戸のバリアフリー化を建替えにより進めるとともに、既存住宅においても屋外環境整備として団地内のバリアフリー化を行う。 ○府営住宅 ・住戸内バリアフリー化事業:既存住戸について、住戸内の段差解消や手すり設置などの改善を引き続き実施する。 ・中層住宅エレベーター設置事業:築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して計画的に進める。 ○引き続き、大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じての専門知識を持った事業者の情報提供を図る。
15	115	○信号機等のバリアフリー化の推進【府警本部交通規制課】 バリアフリー法の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的、一的なバリアフリー化を促進します。	—	—	○高齢者感応信号機 新設…0基、更新…4基 ○視覚障害者付加装置 新設…19基、更新…43基	・高齢者感応信号機等の整備については、高齢者、視覚障害者及び住民等の意見、要望を踏まえ整備を検討する。
16	115	○「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」の推進【地域戦略推進課】 大阪スマートシティパートナーズフォーラム(※)のプロジェクトにおいて、「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」を推進します。 (※)市町村の地域・社会課題を解決し公民共同エコシステムを実現するため、会員企業等のソリューションを組み合わせ、持続可能なサービス・ビジネスモデルを策定し、市町村への提案、実証・実装を行うプロジェクトを進めます。	—	—	○高齢者にやさしいまちづくりを推進するため、地域課題の一つとして高齢・介護分野を含んだソリューション提案を企業から募集するピッチイベントを開催。また、会員限定Webサイト上で市町村が抱える地域・社会課題と企業のソリューションを相互に閲覧できる仕組みを構築した。	・今後も企業ソリューションと市町村を繋ぐためのイベントを通じてプロジェクトを推進する。
17	115	○スマートシニアライフ事業の推進【地域戦略推進課】 高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供します。	—	—	○令和3~5年度に引き続き、スマートシニアライフ事業を実施。令和6年度は防災情報を追加する等「おおさか楽なび」の提供サービスを充実するとともに、利用者拡大のため、商業施設での周知広報や府内携帯電話ショップにおいてスマホ・セミナー及びスマホ教室での使い方説明会を実施し、LINE公式アカウント「おおさか楽なび」の友だち数は約137,000人(令和7年3月時点)となつた。	・万博レガシーとして民間実装できるよう、令和7年度中の事業承継に向けた協議・調整を引き続き行いつつ、承継に係る周知PR及びAIコミュニケーションサービスの運用を行う。

(2)交通安全の確保の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方針
				実績	取組みの状況	
18	116	○交通安全確保の推進【交通計画課】 高齢者の交通事故防止に関する府民の意識を高めるため、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施します。 高齢運転者による交通事故の防止を図るために、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を推進し、運転に自信がなくなったり、運転の機会が少なくなった高齢者の方が運転免許を返納しやすい環境づくりを行います。	—	—	○各季の交通安全運動等の際に広報啓発ポスター、チラシ等を制作・配布し、関係機関、団体等に周知、協力要請し広報啓発を実施した。 ○高齢運転者対策として、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の周知のため、HPやパンフレットによる広報啓発を実施した。	・引き続き、啓発イベントやSNS等の情報発信ツールを活用した効果的な広報啓発を行う。

(3)居住の安定確保の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方針
				実績	取組みの状況	
19	116	○セーフティネット賃貸住宅の登録促進【居住企画課】 不動産協力店等に対し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録の働きかけを行います。	—	—	○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を行った。 【セーフティネット住宅の登録個数】 令和7年3月末時点 44,589戸	・引き続き、セーフティネット住宅の登録促進を行うとともに、住宅セーフティネット法の改正に伴い新たに創設される居住サポート住宅の認定基準や登録促進について検討を行う。
20	116	○高齢者や障がい者などに対する入居差別、不当な追い出し行為等の解消【居住企画課、建築振興課】 高齢者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、大阪府、市町村、家主や宅地建物取引業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行います。 また、宅地建物取引業者に対し、賃貸住宅の入居申込者が高齢者、障がい者、母子(父子)家庭又は外国人であるという理由だけで入居申込みを拒否しないよう、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。	・賃貸住宅における入居差別の状況(高齢者):解消(令和3年度)※ 32.2% (令和3年度)※		○「Osakaあんしん住まい推進協議会」HPに、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口を掲載し情報提供を行った。 ○宅地建物取引業者に対して研修等を通じての周知・啓発を実施。 ※左記実績欄の内容 宅地建物取引業者が過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者については断るように言われたことがある割合	・引き続き、「Osakaあんしん住まい推進協議会」HPにおいて相談先の情報提供を行う。 ・引き続き、宅地建物取引業者に対して周知・啓発を実施する。
21	116	○サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保等【介護事業者課、居住企画課】 登録基準について的確に審査を行うとともに、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。 また、介護ニーズ等に適切に対応できるよう、サービス付き高齢者向け住宅における高齢者生活支援施設等の併設を促進するとともに、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図ります。	—	—	○登録基準について的確に審査を行い、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図った。 ○サービス付き高齢者向け住宅において、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図った。	・サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保ができるように指導を徹底していく。

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
22	116	○自治会等の住民組織が主体となった活動を促進【居住企画課、住宅経営室】 まちづくりの主体である地元市町村と連携して、公的資産や空家などを活用した活動拠点の確保、NPO等の民間団体とのマッチングなどを行います。	—	—	○一部の市営住宅において、空室を活用し、NPO法人が、子育て支援、高齢者の生活支援などの活動を行ない、コミュニティの活性化を図る取組みを実施。 ○府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と連携し、地域のニーズを踏まえて、事業者による見守り活動拠点及び交流場所等としての空室の活用を促進した。	・高齢化の進展により、自治会の役員など担い手が不足しつつあるため、他市町の取組事例を情報提供するなどして、高齢者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行う。 ・府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と連携し、地域のニーズを踏まえて、事業者による見守り活動拠点及び交流場所等としての空室の活用を促進する。
23	116	○公的賃貸住宅の活用【居住企画課、住宅経営室】 公的賃貸住宅を地域の資産として捉え、地元市町の意見を聞きながら、周辺地域に生活支援や介護・医療・福祉サービスを提供する施設等の導入を図るなど、まちづくりへ積極的に活用します。	—	—	○再編・整備を行う公的賃貸住宅が立地する市町において、具体的な事業連携の検討を実施した。 また、共通の課題を有する複数市町を対象に、テーマを設定して再生連携協議会を合同開催した。(16市町で開催) ○府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室や活用地の積極的なまちづくりへの活用に向け、地元市町と協議を実施した。	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室や活用地の積極的にまちづくりへの活用に向け、地元市町と協議を実施する。
24	116	○介護・医療、生活支援施設などの導入促進【居住企画課、住宅経営室】 公的賃貸住宅の空室や建替え等により生み出す用地等において、地元市町の意見を聞きながら、介護・医療、生活支援施設や子育て支援施設などの導入を促進します。	—	—	○再編・整備を行う公的賃貸住宅が立地する市町において、具体的な事業連携の検討を実施した。 また、共通の課題を有する複数市町を対象に、テーマを設定して再生連携協議会を合同開催した。(16市町で開催) ○府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と協議を実施し、地域のニーズに対応した空室の活用による高齢者見守り・交流拠点等の導入を促進している。(高齢者見守り・交流拠点、生活支援施設等としての空室活用状況:4件4団地[令和7年3月31日現在])	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、まちづくりの主体である地元市町と協議を実施し、地域のニーズに対応した空室の活用による高齢者見守り・交流拠点や生活支援施設等の導入を促進する。

(4) 地域支援体制の強化

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方針
				実績	取組みの状況	
25	116	●認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携体制の運用【介護支援課・府警本部生活安全総務課】 府内市町村や他の都道府県へ広域発見協力を要請する際の情報共有及び連携方法に関する必要な事項を定めた「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携要領」や「行方不明者の早期発見及び身元不明迷い人の早期身元確認に関する大阪府と大阪府警本部との相互連携の推進に係る協定」に基づき、府内市町村と連携して、認知症等による高齢者の行方不明時の早期発見・保護を図っていきます。	—	—	○府警本部や他府県・府内市町村とも連携した情報発信を行うなど市町村における行方不明高齢者等の早期発見・早期保護の取組みに対する支援を行った。	・引き続き、府警本部や他府県・府内市町村とも連携した情報発信を行うなど行方不明高齢者等の早期発見・保護の取組みを支援する。
26	117	●認知症高齢者等支援対象者情報提供制度の実施【府警本部生活安全総務課】 警察署において、保護又は行方不明事案等として取り扱った認知症高齢者等について、本人又はその家族が市町村による支援を希望する場合、本人が居住する市町村に対して、支援対象者に係る情報の提供を行います。	—	—	○各種事案を通じて認知症高齢者を取り扱った際は、本人又は家族の同意を得たうえで、それぞれのケースに応じ、個々具体的な情報提供を実施した。	・引き続き、情報提供制度を通じて、認知症高齢者を行政による支援に結び付けることができるよう努めていく。
27	117	○市区町村と連携した認知症高齢者等の適切な救護【府警本部生活安全総務課】 警察署において、認知症高齢者等を保護した場合、同人が自救能力を欠き、かつ、家族等の引取者がない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づき市区町村に救護依頼を行っています。 引き続き市区町村と連携を図り、認知症高齢者等の適切な救護に努めます。	—	—	○歩行困難で自救能力を欠き、かつ、家族等の引取者がない等、行旅病人に該当する認知症高齢者等を保護した際は、市区町村と連携を図り、適切な救護活動を実施した。	・引き続き、行旅病人に該当する認知症高齢者等については、適切な救護活動を最優先に考え、市区町村との連携強化に努めていく。
28	117	(再掲) ●「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結【介護支援課】 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結し、取組みを推進します。	・協力事業者との協定締結の推進	第4章項目4と同じ		第4章項目4と同じ

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
29	117	(再掲) ●認知症サポーター活動促進事業【介護支援課】 市町村においてチームオレンジ(認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み)の円滑な事業展開が図られるよう、チームオレンジのコーディネーター等に対し、基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等の研修を、市町村における設置や活動の促進を目的に国が実施した調査研究の内容等も踏まえ、実施します。	・チームオレンジのコーディネーター等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	第4章項目3と同じ		第4章項目3と同じ
30	117	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	第4章項目8と同じ		第4章項目8と同じ
31	117	○居住支援法人の指定【居住企画課】 高齢者等の住宅確保要配慮者に対して住まい探しの相談等を行っている法人を居住支援法人として指定します。	—	—	○住宅確保配慮者の居住支援に係る担い手として、居住支援法人の指定を行った。 【居住支援法人の指定数】 令和7年3月末時点 192法人	・引き続き居住支援法人の指定を進め、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進する。
32	117	○居住支援協議会の設立促進【居住企画課】 地域の実情に応じた多様な居住支援体制を構築するため、市区町村単位での居住支援協議会の設立に向けた事業に対し補助を行うなど、居住支援協議会の設立を促進します。	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%(令和12年度末)	23%	○居住安定確保促進事業の実施により、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進した。 【居住支援協議会の設立に対する補助】 ・10件 【居住支援法人等の関係構築を図る研修会・交流会】 ・令和6年度 研修会・交流会の参加者 206名 【府内市町村居住支援協議会】 ・豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、堺市	・大阪府居住安定確保計画(令和3年12月策定)に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:50%(R12年度末)に向けて協議会設立促進の取組を行う。
33	117	○居住支援活動の推進【居住企画課】 「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、住宅の情報に加え、居住支援法人や、各市町村が提供する住宅確保要配慮者向けの情報を提供します。また、高齢者等が身近な市町村で住まいの相談ができるよう、市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援体制の構築を支援します。さらに、大阪府の住宅相談室を「Osakaあんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、住まい探し相談や、相談協力店の紹介等を実施します。	—	—	○「Osakaあんしん住まい推進協議会」のHPや「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、居住支援情報の提供を行った。 ○市町村と連携した住まい探しイベント(住まい探し相談会等)を実施した。 【住まい探し相談会】 府内4市で開催 相談者45組 ○住宅相談室において住まい探しの相談対応を行った。 【相談件数】 相談者 155件	・引き続き、居住支援活動の推進のため各取組を行う。

2. 若年性認知症の人を含む認知症の人の社会参加の機会の確保等

(1) 認知症の人本人からの発信支援等

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
34	117	<p>●ピアサポート活動支援事業【介護支援課】</p> <p>認知症の人が集い、自らの希望や必要としていること等を主体的に語り合う「本人ミーティング」等の開催を市町村と連携して普及します。</p> <p>また、本人発信の手法として、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になんても希望を持って前を向いて暮らす姿等を積極的に発信していく地域版認知症希望大使の大阪府における設置について検討します。</p>	—	—	<p>○令和6年9月に2名の認知症当事者の方を地域版認知症希望大使「おおさか希望大使」として任命、市町村等と連携して開催した地域での本人ミーティングや交流会に派遣し認知症当事者やご家族との交流を行った。</p> <p>開催日: 令和6年10月18日 みんな安心つながりミーティング 堺市 令和6年11月16日 おれんじドアおおさか本人交流会 認知症の人と家族の会大阪府支部</p>	<p>・引き続き「おおさか希望大使」と協働し、市町村等が主催する本人交流会や研修会などの場で認知症になんても希望を持って暮らすことができる姿を積極的に発信とともに、さらなる「おおさか希望大使」の任命に向けた取組を進める。</p>

35	118	<p>(再掲)</p> <p>●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】</p> <p>地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。</p>	<p>・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施</p>		<p>第4章項目8と同じ</p>	<p>第4章項目8と同じ</p>
----	-----	--	--	--	------------------	------------------

(2) 若年性認知症の人への支援

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
36	118	<p>●若年性認知症支援コーディネーター設置事業【介護支援課】</p> <p>主治医や産業医と連携して若年性認知症の人の症状や治療の状況等を踏まえつつ、市町村や医療・福祉・就労等関係機関とのコーディネートを行う事業を実施し、症状の多様性や本人の特性に応じた就労の継続支援や社会参加支援等を推進します。</p>	—	—	<p>○若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談内容を踏まえ、必要な支援制度やサービス等の紹介、関係機関との調整連絡等の連携を図り、若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう取り組んだ。</p> <p>・相談件数:901件(延べ件数)</p>	<p>・引き続き、医療機関受診後、速やかに若年性認知症支援コーディネーターにつながり、必要な支援が行なわれるよう取り組む。</p>
37	118	<p>●若年性認知症対策事業【介護支援課】</p> <p>若年性認知症の早期診断、早期対応に繋げていくために、若年性認知症の支援に携わる関係者等を対象に、若年性認知症に関する理解を促進します。</p>	<p>・若年性認知症啓発セミナーの開催</p>	1回開催	<p>○若年性認知症の支援に携わる関係者等を対象に「若年性認知症啓発セミナー」を大阪市・大阪産業保健総合センターとの共催により開催し、若年性認知症への理解促進を図った。</p> <p>・受講者数:80人</p>	<p>・若年性認知症の方と関わる関係者等を対象に、若年性認知症に関する理解がさらに深まるよう、関係機関とも連携し啓発セミナーの企画・開催を行う。</p>

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
38	118	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員の若年性認知症への支援スキルの向上を図るために、本フォローアップ研修において、若年性認知症への支援に関する内容を盛り込みます。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	第4章項目8と同じ		第4章項目8と同じ
39	118	●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修【介護支援課】 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うために、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	1回開催	○認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした研修を実施した。 ・令和7年2月4日開催	・引き続き、認知症初期集中支援チームの活動のスキルアップを図るため、研修を実施していく。

3. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

(1) 意思決定支援ガイドラインの普及

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
40	118	●意思決定支援ガイドラインの普及・啓発【介護支援課】 医療・介護従事者等の専門職向けの認知症に関する研修や認知症サポーターのステップアップ講座等様々な機会を捉えて、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及に努めます。	—	—	○研修実施法人において、医療・介護従事者を対象に、「認知症の人の意思決定支援」の内容を盛り込んだカリキュラムによる研修を実施した。	・国が定める医療・介護従事者向けの研修カリキュラムが改訂され、令和4年度からこの中で「認知症の人の意思決定支援」が盛り込まれた。当該ガイドラインの趣旨が適切に普及されるよう研修実施法人等と連携していく。 ・医療・介護従事者等に認知症の人への意思決定支援の重要性の理解増進を図るため、認知症の人の意思決定支援をテーマとした研修を実施していく。

(2) 地域における権利擁護支援の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
41	118	○協議会の開催【地域福祉課】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、協議会を開催し、市町村の中核機関整備等の体制整備の促進や成年後見制度の担い手確保等について意見交換を行います。	・協議会を開催:1回/年	1回	○都道府県による協議会として位置付けている大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会を開催し、府域における担い手の育成方針及び体制整備に向けた取組方針について検討、意見交換を行った。 (第1回)令和7年3月25日	・引き続き、権利擁護支援のネットワークの構築を図るため、府の取組方針に基づいた、市町村の中核機関整備等の体制整備の促進や成年後見制度の担い手確保等の状況について、大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会において報告を行い、府の取組方針について検討する。
42	118	○研修の実施【地域福祉課、介護支援課】 支援を必要とする人を、成年後見制度を含む必要な支援に適時・適切につなぐことができるよう、市町村の成年後見制度の担当者や支援機関職員等を対象とした権利擁護実務に係る研修を行います。	・市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の実施:3回/年	3回	○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけた。 ①実務研修(令和6年6月25日) ②市町村長申立研修(令和6年8月7日) ③意思決定支援研修(令和7年2月28日)	・引き続き、府内関係各課及び関係機関と連携し、研修を実施するとともに、成年後見制度利用支援事業を適切に実施されるよう市町村に働きかける。
43	118	○市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援【地域福祉課】 「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業(地域権利擁護総合推進事業)」により、市町村職員等からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、「権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行います。	・スーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施:2回/年	2回	○市町村職員等関係機関からの相談を受けるスーパーバイズ事業や成年後見制度実務担当者向けの事例検討研修を実施した。 ・スーパーバイズ(相談)回数 電話相談331回 専門相談員による専門相談28回 ・事例検討研修 令和6年12月16日、令和7年1月15日	・引き続き、財政的支援を行うとともに、市町村職員等関係機関に対し、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に繋ぐことができるよう支援していく。
44	118		・市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援	3回	○中核機関をはじめとした地域連携ネットワークづくりの促進のため、中核機関整備済み・未整備の市町村及び市町村社協による意見交換会を実施した。 意見交換会 中核機関整備済み及び整備予定:令和6年9月13日、令和7年2月14日 中核機関未整備:令和6年10月11日	・意見交換会で市町村同士の情報交換を活発に行うことにより、市町村の地域連携ネットワークの構築等を支援する。
45	119	○日常生活自立支援事業の運営支援【地域福祉課】 判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。	—	—	○日常生活自立支援事業の運営主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対し補助を行うとともに、府内の運営監視を行う会議や監査に出席した。	・引き続き、財政的支援を行うことにより、運営を支援する。

(3)高齢者虐待防止の取組みの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
46	119	○高齢者虐待防止市町村実務者研修事業【介護支援課】 市町村や地域包括支援センター職員の高齢者虐待への対応力の向上を図るため、職階、経験別の研修を実施します。	・市町村や地域包括支援センター職員を対象とした、初任者、現任者、管理職の研修をそれぞれ毎年1回実施	各1回	○令和6年5月から10月にかけ、市町村や地域包括支援センター職員等を対象に下記研修会を実施するなど、高齢者虐待への対応力向上を図った。 ・初任者研修 受講者 302名 ・現任者研修 3日間 2コース 受講者 135名 ・管理職研修 受講者 33名	・市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き高齢者虐待対応ステップアップ研修として体系的に研修を実施していく。
47	119	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(高齢者虐待防止専門職チーム派遣等)【介護支援課】 市町村における対応困難事例に対し、府に専門相談員を配置し、市町村からの相談に応じるとともに、専門的な判断を要する虐待事例に対し、弁護士・社会福祉士で構成する専門職チームを派遣し、法律・福祉の両面から専門的な助言を行います。 また、PDCAサイクルを活用し、府内市町村の現状や課題を把握しつつ、専門職チーム派遣事業や研修事業を実施し、市町村担当者会議等における報告、協議等を通じて、取組みの評価に努めます。	・専門職チーム派遣:6市町村/年	2市町村	○市町村における事案に対して、府に配置した専門相談員による相談・助言を行うとともに、必要に応じて弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを派遣し適宜、助言等を行うなど、市町村が適切な対応ができるよう支援した。 ・専門職チーム派遣回数 2回	・引き続き、市町村における虐待防止体制整備の強化促進を図るため、対応困難事案に対する助言等専門的支援を行う。
48	119	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(養介護施設従事者等向け研修)【介護支援課】 養介護施設等における虐待を未然に防止する観点から、養介護施設の管理者等を対象に、研修を実施します。	・養介護施設の管理者等を対象に、現場リーダー、管理者向けの研修を年1回実施	各1回	○令和7年1月に養介護施設の職員を対象に下記研修会を実施するなど、高齢者虐待の防止促進を図った。 ・施設管理者向け研修 受講者数 41名 ・現場リーダー向け研修 受講者数 52名	・養介護施設での高齢者虐待防止を支援するために、引き続き、施設職員の高齢者虐待への理解の促進、施設内での虐待防止研修の実施促進等を図る。
49	119	○身体拘束ゼロ推進員養成研修の実施【介護事業者課】 「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」に基づき、研修等の人才育成並びに情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図ります。	・養成人員:300名/年	295名	○令和6年8月22日から令和7年1月22日に、エルおおさかで介護保険施設等の介護・看護職員のうち指導的立場にある者を対象に、「身体拘束ゼロ推進員養成研修」(1コース2日間+実習×3回)を開催した。参加人数295名。 ○令和6年8月19日から令和6年12月19日に高齢者権利擁護に必要な知識を専門的に取得するため、介護施設において指導的立場にある看護職員を対象とした「看護指導者養成研修」に4名派遣。	・高齢者権利擁護推進事業としての研修事業等を継続して行うとともに、研修参加者から当該施設の従事者に伝達研修が適切に行われるよう運営指導の際に指導する。
50	119	○身体拘束廃止に関する指導強化【介護事業者課】 運営指導において、高齢者虐待防止の取組みや身体拘束廃止に関する取組みを重点指導項目として指導の強化に努めます。	・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導は介護保険施設60施設に対して実施。 ○集団指導(WEB研修)により、高齢者虐待について指導(令和6年6月26日より実施。介護保険施設212施設)	・平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備等が規定された。引き続き適切に整備されるように促していく。
51	119	○身体拘束ゼロを推進する啓発【介護事業者課】 集団指導及び運営指導等において、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導・啓発します。	・集団指導:212施設/年	集団指導:212施設	○集団指導において、身体拘束の原則禁止を指導・啓発。(介護保険施設212施設) ○ホームページ上で「身体拘束等廃止状況調査」の結果や身体拘束の適正化のため指針等の整備のための啓発を行っている。	・運営指導等において、「緊急やむを得ない場合」について、適切な手続きが行われているか確認し、各施設において身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導する。
52	119		・運営指導:60施設/年	運営指導:60施設	○運営指導において、身体拘束の原則禁止を指導・啓発。(介護保険施設60施設) ○ホームページ上で「身体拘束等廃止状況調査」の結果や身体拘束の適正化のため指針等の整備のための啓発を行っている。	

(4) 犯罪被害等の未然防止

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
53	119	○勧誘トラブル防止の取組み【消費生活センター】 高齢者の消費者被害の拡大防止のため、悪質な訪問販売によるトラブルなど、高齢者に多い消費者トラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行います。	・「府政だより」による啓発:1回/年	1回	○高齢者の消費者被害の拡大防止のため、高齢者において増加しているスマホ契約に関するトラブルについて、具体的なトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行った。 (掲載日:令和6年10月1日)	・悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
54	119		・リーフレットの配布:1,000回/年	約2,000部	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退!悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて約2,000部配布した。	・悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
55	119	○悪質商法被害防止の取組み【消費生活センター・府警本部生活経済課】 高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退!悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布する等周知を行います。	—	—	○大阪府消費生活センターと作成した「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」について、大阪府下の警察署64署(関西空港警察署、大阪水上警察署を除く。)に100枚ずつ配布(6,400枚)し、警察活動を通じて積極的に配布した。 ○悪質リフォーム事犯等の防犯チラシを各警察署に配布し、各種警察活動を通じた高齢者等への配布や、大阪府警察のホームページに防犯チラシを掲載する事で、府民の防犯意識の向上を図った。 ○大阪メトロ構内において大阪市消費者センターと協力して消費者被害防止のアナウンスを実施した。	・高齢者を狙った悪質な訪問勧誘による消費者被害を防止するため、引き続き各種警察活動を通じて「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」を配布する。 ・大阪市消費者センターと協力して、大阪メトロ構内における消費者被害防止アナウンスを実施する。 ・高齢者を対象とした防犯教室等で悪質訪問勧誘に対する注意喚起を実施する。 ・大阪府警ホームページ、安まちメール、SNS等で、悪質商法に関する情報発信を実施する。 ・事件検挙の際には積極的な広報を実施し、自主防犯意識の高揚を図る。
56	119	○消費者被害防止に向けた関係機関と連携した啓発活動【消費生活センター】 福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会での、高齢者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行います。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、研修会等を利用して啓発を行います。	・福祉部と連携した福祉関係従事者の啓発 ・ハンドブックの配布:4,000回/年	ハンドブックの配布約1,000部	○福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会で、消費者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」を約1,000部配布した。	・消費者安全法に基づく、市町村における消費者安全確保地域協議会等高齢者の見守りネットワークの設置を促進するため、市町村の福祉部局との連携の取組を支援する。

第3項 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

(1) 早期発見・早期対応と医療体制の整備

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
57	124	●認知症疾患医療センターの整備【地域保健課】 二次医療圏ごとに認知症疾患医療センターを整備します。	・二次医療圏ごとに1か所	二次医療圏ごとに1か所	○二次医療圏ごとに1か所設置	・引き続き、認知症疾患医療センターの体制整備に取り組む。
58	124	●認知症に対応できる医療機関の明確化【地域保健課】 認知症に対応できる都道府県連携拠点・地域連携拠点・地域精神科医療機関を定め、それぞれの医療機関がもつ役割を明確化します。	—	—	(令和7年3月末時点) ○都道府県連携拠点医療機関 20か所 ○地域連携拠点医療機関 71か所 ○地域精神科医療機関 401か所	・引き続き、認知症に専門的に対応できる医療機関を明確化し、医療の充実と連携体制の構築に取り組む。
59	124	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施		第4章項目8と同じ	第4章項目8と同じ
60	124	(再掲) ●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修【介護支援課】 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うために、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施		第4章項目39と同じ	第4章項目39と同じ

(2) 医療・介護従事者の認知症対応力向上促進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
61	124	●認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修【介護支援課】 かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役や、専門医療機関及び地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成します。また、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化等を図るためのフォローアップ研修を実施します。	・受講者数:742人(令和8年度末累計)	累計581人	○「認知症サポート医」を養成するため、医師を対象とした研修を実施した。 ・受講者数:37人	・引き続き、職能団体の協力を得て、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医を着実に養成する。
62	124		・認知症サポート医を対象として、フォローアップ研修を年1回以上実施	2回開催	○養成した「認知症サポート医」の資質の維持・向上を図るため、フォローアップ研修を実施した。 ・受講者数:375人	・サポート医の取組みの充実・強化を支援するため、フォローアップ研修を実施する。
63	125	●かかりつけ医認知症対応力向上研修【介護支援課】 高齢者が日頃より受診するかかりつけ医に対し、専門医療機関への早期の紹介をはじめ、認知症に対する知識・技術や認知症の人、本人とその家族を支える知識と方法などを習得するための研修を実施します。	・受講者数:3,515人(令和8年度末累計)	累計3,038人	○高齢者が日頃より受診するかかりつけ医を対象に「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:77名	・引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ医の認知症対応力向上研修を実施する。
64	125	●歯科医師認知症対応力向上研修【介護支援課】 認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して対応し、認知症の人に応じた歯科治療・口腔機能の管理を適切に行なわれるよう研修を実施します。	・受講者数:2,343人(令和8年度末累計)	累計1,942人	○高齢者が日頃から受診するかかりつけの歯科医師を対象に「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:159人	・引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ歯科医の認知症対応力向上研修を実施する。
65	125	●薬剤師認知症対応力向上研修【介護支援課】 薬局が服薬指導を通じて認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して対応し、認知症の人に応じた服薬指導等を適切にできるよう研修を実施します。	・受講者数:2,582人(令和8年度末累計)	累計2,673人	○薬局等の薬剤師を対象に「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:506人	・引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ薬局・薬剤師の認知症対応力向上研修を実施する。
66	125	●病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修【介護支援課】 病院勤務の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施します。	・受講者数:17,404人(令和8年度末累計)	累計14,494人	○病院勤務の医療従事者を対象に「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:849人	・引き続き、職能団体の協力を得て、病院勤務の医療従事者の認知症対応力向上研修を実施する。

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
67	125	●看護職員認知症対応力向上研修【介護支援課】 急性期病院をはじめとして、入院、他外来等を通じて認知症の人と関わる看護師を対象に、認知症への対応に必要な知識・技能を取得することができるよう研修を実施します。	・受講者数:1,582人(令和8年度末累計)	累計1,224人	○医療機関等で認知症の人と関わる看護職員に対して「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:154人	・引き続き、職能団体の協力を得て、看護職員の認知症対応力向上研修を実施する。
68	125	●病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業【介護支援課】 病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な知識について修得するための研修を実施します。	・受講者数:655人(令和8年度末累計)	累計538人	○病院以外で勤務する医療従事者(看護師、歯科衛生士等)を対象に「認知症対応力向上研修」を実施した。 ・受講者数:177人	・引き続き、職能団体の協力を得て、病院以外で勤務する医療従事者の認知症対応力向上研修を実施する。
69	125	●認知症介護基礎研修(研修実施法人を指定)【介護支援課】 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方を対象に、認知症介護に関する基本的な知識及び技術を習得するための研修を実施します。	—	—	○基礎研修指定法人(3法人)にて、eラーニングによる認知症介護基礎研修を実施した。 ・令和6年度受講修了者数:2,820名 ○令和6年度より無資格者の受講が義務化となったことから、介護事業者課による集団指導等の機会で事業者への周知をおこなった。	・引き続き、指定研修法人と連携しながら、介護基礎研修の着実な実施に努めていくとともに、介護事業者課と連携し、集団指導等の機会を捉えた事業者への周知を実施していく。
70	125	●認知症介護実践者研修(研修実施法人を指定)【介護支援課】 介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、概ね2年程度従事した経験を有する者を対象に、認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得するための研修を実施します。	・受講者数:11,371人(令和8年度末累計)	累計10,749人	○実践者研修指定法人(4法人)にて、認知症介護実践者研修を実施した。 ・開催回数:7回 ・受講者数:380人(令和6年度末累計10,749人)	・引き続き、受講者へのアンケート調査を行い、結果について、介護指導者連絡会、研修指定法人に報告し、カリキュラムの検討に活かすことで、より良い実践者研修の実施に努めていく。
71	125	●認知症介護実践リーダー研修(研修実施法人を指定)【介護支援課】 介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、概ね5年以上従事した経験を有する者を対象に、認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得するための研修を実施します。	・受講者数:2,389人(令和8年度末累計)	累計2,281人	○実践リーダー研修指定法人(4法人)にて、認知症介護実践者研修を実施した。 ・開催回数:3回 ・受講者数:174人(令和6年度末累計2,281人)	・引き続き、受講者へのアンケート調査を行い、結果について、介護指導者連絡会、研修指定法人に報告し、カリキュラムの検討に活かすことで、より良い実践リーダー研修の実施に努めていく。

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
72	125	●認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修【介護支援課】 認知症介護基礎研修や認知症介護実践研修を企画・立案に参画し、講師として従事する等の役割を担う者を養成します。また、認知症介護指導者に対し最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等の修得を図ります。	・指導者養成数:73人(令和8年度末累計)	累計65人	○「認知症介護指導者養成研修」を実施した。 ・修了者4人(累計65人) ○認知症介護指導者を対象に「認知症介護指導者フォローアップ研修」を実施した。 ・修了者1人	・引き続き、認知症介護指導者の養成及び指導者が最新の知識等の修得を図るためのフォローアップに取り組む。
73	125	●認知症対応型サービス事業開設者研修【介護支援課】 地域密着型サービス事業等の指定基準において、代表者の受講が義務付けられている認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施します。	・認知症対応型サービス事業開設者研修を毎年1回以上実施	2回開催	○新たに認知症対応型サービス事業開設者となる者に対して法定研修を行った。 ・令和6年10月、令和7年2月開催(修了者:13人)	・引き続き、法定の研修であることから、研修の円滑な実施に努める。
74	125	●認知症対応型サービス事業管理者研修【介護支援課】 地域密着型サービス事業等の指定基準において、管理者の受講が義務付けられている認知症対応型サービス事業所の管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施します。	・認知症対応型サービス事業管理者研修を毎年1回以上実施	2回開催	○新たに認知症対応型サービス事業管理者となる者に対して法定研修を行った。 ・令和6年10月、令和7年2月開催(修了者:82人)	・引き続き、法定の研修であることから、研修の円滑な実施に努める。
75	126	●小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修【介護支援課】 地域密着型サービス事業等の指定基準において、小規模居宅介護事業所等の計画作成担当者の受講が義務付けられている介護計画等を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施します。	・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を毎年1回以上実施	2回開催	○新たに小規模多機能型サービス等計画作成担当者となる者に対して法定研修を行った。 ・令和6年10月、令和7年3月開催(修了者:28人)	・引き続き、法定の研修であることから、研修の円滑な実施に努める。

(3)介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
76	126	○介護保険施設の計画的な整備【介護事業者課】 各市町村が介護保険施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていきます。	—	—	○各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていく。 ○9期中に整備する予定の府所管施設のうち1施設が竣工した。	・介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画に対し遅れているものについては、地域的な事情等を考慮しつつ市町村と連携し整備を進めていく。
77	126	○計画的な建替え推進【介護事業者課】 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。	—	—	○建て替え意向のある法人に対しヒアリングを実施し、補助制度の案内をしているが、法人都合により着手には至っていない。	・建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、引き続き法人の動向把握と補助制度等の周知を行う。
78	126	○参入促進・魅力発信への取組み【福祉人材・法人指導課、介護事業者課】 【職業として介護の魅力をPR】 福祉・介護分野に関心のある方などを対象とした職場体験や、教育機関との連携を図るなど、福祉・介護の魅力を発信します。 また、11月の「介護の日」や「福祉人材確保重点実施期間」などに、介護への理解と介護の仕事の魅力発信する取り組みを実施します。	・職場体験参加者数:300人／年(延べ)	199人	○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育機関との連携を図り、福祉・介護の魅力を発信した。 ・職場体験参加者数:199人／年(延べ) ・出前講座:513人 府内の高校生・大学1, 2年生に対して、介護職の仕事内容を具体的にイメージできるよう魅力発信とともに、府が実施する「高校生フクシのお仕事体験」「インターンシップ」への参加を促進するよう事業を実施した。また、「介護の日」には普及啓発イベントに加え、介護従事者への感謝と激励のブルーライトアップを府内及び市町村施設で実施した。	・事業認知度の向上、周知先拡大に向け、オンラインの活用や各事業との連携を強化し、魅力発信、職場体験参加者数の確保に取り組む。
79	126	【介護助手導入の取組み】 介護施設において、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援します。	・就職者:100人／年	16人	○介護助手希望者に対し9回、受入施設に対し3回、それぞれ事前説明会を実施。その上で、求職者と施設のマッチングイベントを9回実施した。 【マッチングイベント】 ・申込求職者数:151人 ・申込施設:48施設 ・マッチング:91件 ・採用:16人(9施設)	・就職者数を増やす為、周知方法や開催場所等を再考し、説明会において求職者と施設双方の参加数の増加を目指す。
80	126	【有資格者を対象とした取組み】 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等が、円滑に再就業できるよう、研修等の支援を行います。	・研修参加者:100人／年	20人	○資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士の所在把握と多様な情報提供を行い、知識や技術の再確認・再習得のための研修、就職相談・求職情報提供を実施し、介護分野に即戦力として再就業支援を実施した。 令和6年度 ・研修実施回数:5回 ・参加者数:20人 ・再就職者数:3人	・潜在介護福祉士等の所在の把握が難しい状況にあるが、再就職者数の増加に向け、周知方法の再考や周知先の開拓、研修の内容や実施方法を見直す。

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
81	126	【外国人介護人材の円滑な受入れ】 「大阪府外国人介護人材適正受入れ推進連絡会議」を開催、「外国人介護人材の円滑な受入れに関する研修」や「介護施設等で働く外国人介護人材に向けた集合研修」等を実施します。また、外国人介護人材を受け入れる施設等の不安・疑問の解消と円滑な受入れを促進するため、受入れ制度や事例紹介等の説明会開催とマッチングの支援を行います。 年々増加する外国の介護人材が、資格を取得するための支援として、介護福祉士修学資金貸付事業の更なる財源確保を行います。	・研修参加者:100人／年	127人	○外国人介護人材の円滑な受入れに向けた次年度の取組の方向性を検討するため、「大阪府外国人介護人材適正受入れ推進連絡会議」を開催した。 開催日:令和6年10月2日(水)開催 ○外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるための、「外国人介護人材向け研修」、「施設職員向け研修」、「講師向け研修」の支援を行った。 【外国人介護人材向け研修】 ・研修実施回数:2回 ・研修参加者:57人 【施設職員向け研修】 ・研修実施回数:4回 ・研修参加者:61人 【講師向け研修】 ・研修実施回数:1回 ・研修参加者:9人	・受講者数を増やす為、研修の実施方法や、実施内容を再考し、効果的な事業実施に取り組む。
82	126		・参加者:50人／年	133人	○外国人介護人材の受入れを検討されている施設・事業所向け説明会を5回開催した。 ・説明会参加者数:133人(延べ) ・マッチング数:30件	・外国人介護人材の受入れにあたり、説明会への参加者数は一定あるが、受入れに関する課題が法人ごとで生じるため、マッチングまでなかなか進めない。課題を抱えている法人が不安を解消できるよう支援を行う。
83	126	○介護職員の離職防止・定着促進・資質向上の取組み【福祉人材・法人指導課、介護事業者課】 ・新任職員のモチベーション向上やチームリーダーを担う職員の専門性や組織力を高める研修を階層別により実施し、介護職員の離職防止や定着促進を図ります。 また、介護職員に対し、初任者研修等を受講させる介護施設の研修経費を支援します。	・研修参加者:10,000人(延べ)／年 ・対象者数:100人／年	研修参加者:14,621人 対象者数:54人	○社会福祉施設等の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施した。 参加人数:14,621人 ○介護職員の資質向上に取り組む介護保険施設等の研修費用を支援した。 ・交付申請:45件(71人分) ・補助金交付:38件(54人分)	・引き続きオンライン等を活用しながら効果的な事業実施に取り組む。 ・事業者からの要望を踏まえ、外国人介護職員にも事業対象を拡大し、効果的な事業実施に取り組む。
84	126	・介護サービス事業者のハラスメント対策について、集団指導及び運営指導で周知・確認をします。 ・指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式や「電子申請・届出システム」を使用し、介護分野の文書負担軽減を図ります。	—	—	○介護現場におけるハラスメント対策について、集団指導で専門家に解説してもらい事業所へ周知を徹底した。また、運営指導においてハラスメントの窓口の設置や周知状況について確認し指導を行った。 ○「電子申請・届出システム」の運用開始について、HPを活用し周知を行った。令和7年3月に更新の申請をする事業所から電子申請による受付を開始。その他の申請についても、令和7年度より受付を開始した。	・引き続き今年度の集団指導においても事業所へハラスメント対策の周知を行い、運営指導においても事業所におけるハラスメント対策について指導を継続する。 ・「電子申請・届出システム」の制度について、制度の理解の向上を図るため、引き続きHPを活用し周知を行う。
85	126	○介護情報・研修センターの運営委託【福祉人材・法人指導課】 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に、福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施します。	・研修参加者:2,000人(延べ)／年	920人	○介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。 ・市町村職員研修 1講座 29人 ・介護・福祉等専門職員研修 39講座 891人	・相談窓口外での出張相談会等を行い、より広範囲の対象者への情報提供を行う。研修の実施にあたっては、引き続きオンラインも活用しながら、効果的な事業実施に取り組む。

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
86	126	○地域介護人材確保連絡会の設置・市町村が実施する人材確保事業の支援【福祉人材・法人指導課】 介護人材確保や定着促進を推進することを目的とした会議体を、府域6ブロックに設置し、介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を実施します。 また、市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着等を図る事業を支援します。	—	—	○府域の介護人材確保や定着促進の推進のための会議を6ブロックで開催し、情報提供・意見交換等を行った。 市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着等を図る事業を支援した。8市(大阪市、吹田市、池田市、茨木市、枚方市、箕面市、堺市、和泉市)	・関係機関と情報提供・意見交換を行い、府や市町村で実施する各事業の相互連携の強化を図る。
87	127	○介護ロボット導入支援【介護事業者課】 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を補助するとともに、介護現場のそれぞれの課題に沿った導入が図られるよう、導入を検討している事業者を対象とした研修等を実施します。	・補助件数:207件(本計画期間中)	187事業所等	○国経済対策(国補正)予算を活用し、前年度より事業規模を倍増させ、介護ロボット導入経費の一部を助成した。	・大阪府介護生産性向上支援センターにおける、介護現場のそれぞれの課題に沿った機器導入を図るための研修等と連携させて本補助事業を実施し、介護ロボット未導入の事業所等への導入を促進し、更なる導入率向上を図る。
88	127	○ICT導入支援【介護事業者課】 地域医療介護総合確保基金を活用し、ICT導入経費の一部を補助するとともに、介護現場のそれぞれの課題に沿った導入が図られるよう、導入を検討している事業者を対象とした研修等を実施します。	・補助件数:1,350件(本計画期間中)	535事業所等	○国経済対策(国補正)予算を活用し、前年度より事業規模を倍増させ、ICT導入経費の一部を助成した。	・大阪府介護生産性向上支援センターにおける、介護現場のそれぞれの課題に沿った機器導入を図るための研修等と連携させて本補助事業を実施し、ICT未導入の事業所等への導入を促進し、更なる導入率向上を図る。
89	127	○介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰への施設等の推薦【介護事業者課】 国が表彰するにあたり、大阪府から、介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護施設、事業所を推薦します。	・府からの推薦数:1~2事業所/年	推薦数4事業者	○令和6年度表彰推薦事業者数2件(応募事業者7件)※令和5年度推薦 ・うち1件厚生労働大臣表彰 優良賞 ・うち1件厚生労働大臣表彰 奨励賞 ○令和7年度表彰推薦事業者数4件(応募事業者17件)※令和6年度推薦	・本取組を通して職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者の好事例を普及する。
90	127	○介護生産性向上総合相談センターの設置【介護事業者課】 生産性向上や、人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターを設置し、事業所における生産性向上に係る取組を支援します。	—	—	○6月に「大阪府介護生産性向上支援センター」を設置し、介護現場の生産性向上や人材確保等に関する相談への対応や、介護テクノロジーの導入・活用にかかる伴走支援型研修等を実施し、介護事業者の生産性向上等の取組みを支援した。 ・伴走支援を行った事業所 20事業所	・相談への対応や、伴走支援型研修等を実施し、昨年度伴走支援型研修を修了した事業所については、モデル事業所として、取組事例の横展開を図る。また、小規模事業所などの居宅系サービスでは、テクノロジーを使いこなすのが難しいなどの課題があり、活用支援のための伴走支援型研修や、初步的なICTセミナーを実施する。
91	127	○介護現場革新会議の実施【介護事業者課】 福祉関係者をはじめとした多様な関係者・有識者等からなる「介護現場革新会議」を開催し、介護現場生産性向上や人材確保を推進する観点から、地域における介護現場の課題に即した対応方針や、計画、介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議します。	—	—	○新たに大阪府介護現場革新会議を設置し、介護現場における生産性向上を進める上での課題や、府や大阪府介護生産性向上支援センターとして必要な支援や連携について検討を行った。 ・会議の開催 8月、1月	・年2回の会議を開催し、地域における介護現場の課題に即した対応方針や、大阪府介護生産性向上支援センターの運営方針等について協議する。

第4項 認知症の予防

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
92	129	●効果的な認知症予防事業の普及【介護支援課】 MCIのリスクを血液から評価できる検査を活用し、府内市町村が行う、認知症への予防効果が期待される運動教室などの事業について効果を検証し、より効果的な認知症予防事業を府内市町村に普及し、発信します。	・2市町村の事業の効果検証(令和6年度) (令和5年度に2市町村の効果検証実施済)	2市の効果検証	○2市において、運動を中心としたプログラムと運動と知能トレーニングを組み合わせた複合プログラムをそれぞれ実施し、認知症予防の発信を行った。	・効果的な認知症予防事業について、府内市町村に対する普及発信を図っていく。
93	129	○市町村が行う介護予防活動への支援【介護支援課】 自立支援に資する地域ケア会議の府内市町村への普及展開とともに、本人の希望を中心とした自立支援型の介護予防ケアマネジメント、要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者の生活機能改善等を目的とする「短期集中予防サービス」等の取組みを推進する市町村において、研修会を実施します。	・市町村職員等に対する研修会の開催: 15回/年	23回	(再掲) 【重点支援市町村職員等】 4市町(富田林市・羽曳野市・四條畷市・太子町) 計19回、720名参加 【全市町村職員等】 府内全市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に研修会を開催した。 ・窓口対応強化研修 88名参加 ・介護予防ケアマネジメント研修 91名参加 ・通所C利用促進研修会 44名参加 ・全体研修会 112名参加	(再掲) ・高齢者の状態を改善できるサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ない、生活課題の解決に繋がるサービスになっていない等の課題もあることから、窓口相談対応、地域ケア会議、訪問アセスメント事業の充実等による介護予防ケアマネジメントの推進に向け、各市町村の状況に応じた支援を行う。
94	130	○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援【介護支援課】 ・生活支援コーディネーターの養成研修を実施します。 ・生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワークの強化に向けた研修会等を開催します。	・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める。	R5年度参加率: 8.0%	(再掲) ○令和5年度参加率:8.0% 専門職広域支援調整体制の整備】 通いの場への専門職派遣(24市町村、実人数157人、延べ人数1073人)	(再掲) ・引き続き、市町村における通いの場の啓発や専門職の派遣体制を支援する。
95	130		・生活支援コーディネーター等研修会の開催:3回/年	3回	(再掲) 【初任者研修】1回、受講者数 74名 【全体研修】1回、受講者数 89名 【地域づくり研修】1回、受講者数58名	(再掲) ・行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。
96	130		・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年	2回	(再掲) ○2回、受講者数計72名	
97	130		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	1回	(再掲) ○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】令和7年3月1日	(再掲) ・大阪ええまちプロジェクトにおいて、インフォーマルサービスを含む、支援ニーズに対応した社会資源の創出等について先進的取組事例等の情報提供を行う。
98	130	○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実【介護支援課】 社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体等、多様な主体による多様なサービス、支え合いの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体を、プロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を社会貢献のため提供するボランティア)や、府内で活躍する先進NPO法人等が支援する「大阪ええまちプロジェクト」を実施します。	【支援団体数】 ・プロジェクト型支援:15件/年	13件	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】:13件	(再掲) ・高齢者の社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。
99	130	【支援団体数】 ・個別相談型支援:30件/年	27件	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【随時個別相談支援】:27件		

項目	計画 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
100	130	○府老人クラブ連合会や市町村老人クラブが行う健康づくり事業への支援【介護支援課】 大阪府老人クラブ連合会が実施する健康づくり・介護支援事業(健康づくり大学校の運営、ニュースポーツの普及等)、府内市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業の事業費等の補助を行います。	—	—	(再掲) ○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行った。	(再掲) ・地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を市町村や大阪府老人クラブ連合会と連携して検討していく。
101	130	○地域におけるこころの健康づくり【地域福祉課】 高齢者単独世帯が増加傾向にある中で、高齢者のこころの健康の変化に「気づき」、寄り添って「見守る」地域づくりに向けて、高齢者サロンでの交流イベントや、誰でも気軽に楽しく交流できる居場所といった高齢者と地域住民のコミュニケーションを図る取組みを支援していきます。	—	—	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を通じて、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を実施した。	・引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議等を通じて、好事例の情報提供等を実施する。
102	130	○高齢者とともに楽しめる機会の充実【スポーツ振興課】 体力測定会やスポーツ体験イベントにおいて、高齢者が他の世代とともにスポーツを楽しめる機会づくりに取り組みます。	—	—	○府民向けにイオンやららぽーとにおいて、「令和6年度体力測定会」を10回、「令和6年度スポーツ体験会」を7回実施した。 体力測定会は合計約1200名、スポーツ体験会は合計約800人の参加があった。	・(課題)より多くの競技団体の協力が得られるよう、調整が必要。 ・(今後の方向)広く府民にスポーツを紹介し、実践する場を提供することにより、スポーツへの参加意欲を喚起することで、誰もが生涯を通じて、健康でゆとりや潤いを実感することができる社会を実現する。
103	130	○いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」に向けた取組み【連携課】 健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき活動的に生活できることをめざし、大阪府「10歳若返り」プロジェクトを実施しています。 SNSや市町村や企業との連携イベント等を通じ、趣味、ボランティアなど、いきいきと暮らすためのヒントを発信するとともに、AIやVR等の先端技術を活用した府民向け体験事業や企業による実証事業等により、健康づくりや活動的な生活に向けた府民の行動変容を促します。	—	—	○SNSやイベントへのブース出展等により、「10歳若返り」に資する情報発信を実施 ○府民向け体験イベント(先端技術で自分の体を覗いてみよう！)のほか、高齢者施設において「10歳若返り」につながるプログラムとして「VR吹き矢」の体験を実施	・引き続き、SNS等での情報発信や体験イベント等の実施により、健康づくりや活動的な生活に向けた府民の行動変容を促す。

(2)認知症(MCIを含む)の早期発見・早期対応等の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者等向け施策)	目標	令和6年度		課題及び今後の方向
				実績	取組みの状況	
104	130	(再掲) ●広報媒体による認知症に関する啓発【介護支援課】 リーフレットやパンフレット、ホームページなどを活用して、認知症に関する啓発を実施します。	一		第4章項目1と同じ	第4章項目1と同じ
105	130	(再掲) ●市町村が設置する認知症カフェの周知等による支援【介護支援課】 認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組みを推進し、地域の実情に応じた方法による普及を図るため、取組事例の紹介等により市町村を支援します。	・認知症カフェを全市町村に普及		第4章項目7と同じ	第4章項目7と同じ
106	130	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修【介護支援課】 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施		第4章項目8と同じ	第4章項目8と同じ
107	131	(再掲) ●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修【介護支援課】 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うために、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施		第4章項目39と同じ	第4章項目39と同じ